

令和 7 年度主要事業に関する要望

(国 へ の 要 望)

令和 6 年 7 月

広 島 市

目 次

重点要望項目

【平和への取組】

- 1 核兵器廃絶に向けた取組の推進について (外務省関係) …… 2

【原爆被爆者援護施策の充実】

- 2 公益財団法人放射線影響研究所の移転について
(厚生労働省・外務省関係) …… 4
- 3 原子爆弾被爆者に対する援護の拡充強化等について
(厚生労働省関係) …… 6

【都市再生・都市基盤の整備】

- 4 市街地再開発事業の推進について (国土交通省関係) …… 12
- 5 広島駅南口広場の再整備等の推進について (国土交通省関係) …… 14

【道路・交通ネットワークの整備】

- 6 利便性が高く持続可能な公共交通体系の構築について
(国土交通省関係) …… 16

要望項目

【地方創生・地方分権改革の推進】

- 7 広島広域都市圏の発展について (総務省・内閣府・内閣官房関係) …… 20
- 8 地方分権の推進について (内閣府・総務省関係) …… 22

【平和への取組】

- 9 次世代への被爆体験継承の新たな取組について (厚生労働省関係) …… 26

【原爆被爆者援護施策の充実】

- 10 放射線被曝者医療国際協力の推進について (厚生労働省・外務省・文部科学省関係) …… 28

【子育て支援の充実】

- 11 保育サービスを支える保育士及び放課後児童支援員の確保について (こども家庭庁関係) …… 30

【保健・医療・福祉サービスの充実】

- 12 国民健康保険に対する国庫負担の更なる拡充について (厚生労働省関係) …… 34
- 13 子どもへの医療費助成に係る統一的な制度の創設について (厚生労働省・こども家庭庁関係) …… 36
- 14 造血細胞移植後のワクチン再接種について (厚生労働省関係) …… 38

【都市再生・都市基盤の整備】

- 15 平成26年8月20日豪雨災害被災地の復興まちづくりの推進について (国土交通省関係) …… 40
- 16 ひろしま西風新都の都市づくりの推進について (国土交通省関係) …… 42
- 17 西広島駅北口土地区画整理事業の推進について (国土交通省関係) …… 44
- 18 向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の推進について (国土交通省関係) …… 46
- 19 「インフラ資産」の老朽化対策等について (国土交通省関係) …… 48
- 20 都市公園整備事業の推進について (国土交通省関係) …… 50
- 21 公共下水道事業等の推進について (国土交通省・総務省・内閣府・環境省関係) …… 52

【道路・交通ネットワークの整備】

- 22 新交通ネットワークの整備推進について (国土交通省関係) …… 54
- 23 広島高速道路（指定都市高速道路）の整備促進について (国土交通省関係) …… 56
- 24 直轄国道の整備促進について (国土交通省関係) …… 58
- 25 道路事業の推進について (国土交通省関係) …… 60
- 26 街路事業の推進について (国土交通省関係) …… 62

【防災・減災のまちづくりの推進】

- | | | |
|----|-------------------|-----------------|
| 27 | 直轄砂防事業の促進について | (国土交通省関係) …… 64 |
| 28 | 港湾海岸高潮対策事業の促進について | (国土交通省関係) …… 66 |
| 29 | 直轄河川事業の促進について | (国土交通省関係) …… 68 |

【教育の充実】

- | | | |
|----|----------------|-----------------|
| 30 | 教職員配置の充実改善について | (文部科学省関係) …… 70 |
|----|----------------|-----------------|

重点要望内容

1 核兵器廃絶に向けた取組の推進について

(外務省関係)

要望内容

核兵器廃絶に向けた取組の推進

(要 旨)

本市は、国内外の8,400を超える都市が加盟する平和首長会議やこれら加盟都市の市民、NGO等と連携して、核兵器廃絶を目指した取組を積極的に展開してきました。令和3年7月には、平和首長会議の活動指針である「持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのビジョン」(略称:PXビジョン)及び行動計画を策定し、引き続き加盟都市との連携の下、「核兵器のない世界」の実現に向けて取り組んでいます。

核兵器をめぐっては、ロシアによるウクライナ侵攻が長期化し、中東情勢が悪化する中で、核抑止力は必要であるという考え方が強くなる傾向にあり、また、米国とロシアの新戦略兵器削減条約(新START)の履行停止や、ロシアの包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准撤回など、国際社会がこれまで築いてきた核軍縮・不拡散体制への信頼が大きく揺らぐ状況になっています。

こうした不安定な国際情勢が続く中、市民社会において核の問題に対する関心や平和への意識が高まる中、昨年5月のG7広島サミットの開催により、平和都市である広島に対する国内外の関心は、かつてないほど高まっています。昨年度、広島平和記念資料館の入館者数が198万人を超え、過去最多となったことは、このことを端的に示すものであると受け止めています。

本市としては、こうした市民社会における平和意識の高まりを捉えつつ、来年の被爆80周年に向け、国際社会が核兵器廃絶に向かって着実に前進するよう、被爆の実相を「守り、広め、伝える」取組を更に進めるとともに、平和首長会議加盟都市と共に、市民一人一人が日常生活の中で平和について考え行動する平和文化を振興し、広く市民社会に「ヒロシマの心」への共感の輪を広げていく取組により一層尽力していきます。

国におかれましては、本市の核兵器廃絶に向けた取組に賛同いただく中で、昨年5月のG7広島サミットで表明された「核軍縮に関するG7首脳広島ビ

ジョン」にもあるとおり、世界の政治指導者や若者への広島・長崎訪問の働き掛けに格別の御配慮をお願いいたします。

また、昨年１１月から１２月にかけて開催された核兵器禁止条約の第２回締約国会議では、核兵器に依存している国がオブザーバー参加する中で、核兵器禁止条約がＮＰＴを補完するものであることも再確認されました。こうしたことを踏まえ、また、これまで国際賢人会議第１回会合やＧ７広島サミットを開催するなど、ＮＰＴを国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石として重視しつつ、「核兵器のない世界」に向けて継続している取組をより確実なものとするためにも、まずは次回の締約国会議に是非ともオブザーバー参加し、一刻も早く締約国となり、核兵器廃絶に向けた動きを後押しするよう、積極的な外交展開をお願いいたします。

さらに、ＮＰＴ再検討会議を始めとする核軍縮・不拡散に関する会議など、様々な国際会議の広島開催に向け、引き続き格別の御配慮をお願いいたします。

2 公益財団法人放射線影響研究所の移転について

(厚生労働省・外務省関係)

要望内容

放射線影響研究所の着実な移転及びその機能の更なる発展

(要 旨)

公益財団法人放射線影響研究所（以下「放影研」という。）は、原爆傷害調査委員会（ＡＢＣＣ）を前身として、昭和２２年に創設されて以来、原子爆弾被爆者の健康管理と医療面の調査研究に大きな役割を果たしています。

この放影研に関しては、ＡＢＣＣの比治山への建設が、占領下で強行された歴史的経緯や、昭和２５年の建設から７０年以上が経過し、施設・設備の老朽化が著しく、これまで蓄積された被爆者の貴重な試料（血液）の保存など、機能の維持さえ困難となる可能性があったこと等から、その比治山からの移転が強く望まれてきました。

また、本市では、平成２９年３月に、放影研移転後の跡地利用を含む、「比治山公園『平和の丘』基本計画」を策定し、現在、この計画に基づき、比治山公園の再整備に取り組んでいます。

こうした中、放影研については、広島大学霞キャンパスへの移転が進められているところであり、国において、機能の更なる発展に向け、移転を着実に進められるよう、放影研に対する十分な財政措置について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 放影研の現況

- (1) 所在地 広島市南区比治山公園
- (2) 敷地面積 2万2,716㎡
- (3) 建物面積 延9,233㎡

2 放影研移転の概要

- (1) 移転場所 広島大学「霞キャンパス ひろしま医工連携・先進医療イノベーション拠点棟」の敷地
- (2) 新施設の概要 鉄骨鉄筋コンクリート造 10階建
(広島大学との合築)
- (3) 建物面積 延約7,700㎡
(広島大学：1階、放影研：1～10階)
- (4) 位置図



3 原子爆弾被爆者に対する援護の拡充強化等について

(厚生労働省関係)

要望内容

- 1 被爆者に対する援護の拡充強化
- 2 「黒い雨降雨地域」の被爆地域への指定等
- 3 より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用
- 4 在外被爆者の実態に即した援護の充実
- 5 被爆建物等の保存に対する支援強化

(要 旨)

1 被爆者に対する援護の拡充強化

原子爆弾被爆者に対する援護については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、保健、医療及び福祉にわたる総合的な対策が実施されておりますが、被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により、被爆から79年が経過しようとしている今日においても社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にあります。

また、被爆者の高齢化が一段と進み、平均年齢は85歳を超え、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加しており、特に原子爆弾小頭症患者は、高齢化や親の死亡等により、安心した生活を営むことが困難となっています。

こうした中、令和7年に被爆80周年を迎えることになりますが、被爆者に対する介護施策の拡充強化や原子爆弾小頭症患者が生涯にわたり安心した生活を営むための実態に即した支援の推進など、被爆者に寄り添った援護の早期の充実が望まれています。

つきましては、国の責任において、財源措置も含め、被爆者及び遺家族の実態に即した対策をより一層充実強化していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 「黒い雨降雨地域」の被爆地域への指定等

本市では、平成20年度に大規模な調査を実施し、それにより判明した「黒い雨降雨地域」を第一種健康診断特例区域に指定するよう求めてきましたが、国は、この調査結果等が要望地域における広島原爆由来放射線による健康影響としての合理的根拠とはならないとする検討会の報告を踏まえ、被爆地域の拡大（第一種健康診断特例区域の指定）は困難であるとの見解を示されました。

一方で、住民の一部から被爆者健康手帳の交付を求める集団訴訟が提訴され、令和2年7月には、原告の方々の請求を全面的に容認する旨の第一審判決がありました。

この判決を受け、令和2年11月に、被爆者援護法に基づき定められている区域の拡大も視野に入れた再検討を行うこととして、国において設置された「第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会」は、検討開始から4年を迎えようとしています、未だ結論は出されていません。

本市としては、黒い雨体験者の方々が高齢化している中、一刻も早く「黒い雨降雨地域」の拡大を実現していただく必要があると考えています。

つきましては、検証の実施に当たり、これまで本市が提出しているデータや、黒い雨体験者を対象とした相談・支援事業実施により把握した健康面での実態などを活用していただき、この分析・検証を早急に進めるよう、格別の御配慮をお願いいたします。

また、令和3年7月の「黒い雨」訴訟の第二審判決後に、国において、被爆者の立場に立った政治判断が行われ、『原告』と同じような事情にあったと認められる者に対して、認定し救済できるよう検討する」との方針に基づき、令和4年4月から新たな基準により黒い雨体験者を個々に認定していく制度が開始されています。しかし、この基準では、11種類の障害を伴う疾病に罹患していることが要件とされています。本市としては、疾病は、健康管理手当の支給要件であり、手帳の交付要件から切り離すべきであると考えています。

つきましては、基準から疾病要件を外すことにより、黒い雨体験者をより幅広く救済していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

3 より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用

原爆症認定制度については、平成25年12月に改正された「新しい審査の方針」により運用がなされているところですが、その後の訴訟において、行政認定と異なる司法判断もあったことから、被爆者の高齢化の現状に鑑み、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の趣旨やこれまでの判決等を「総合的判断」による審査の判断材料とするなど、より被爆者救済の立場に立って制度を運用するとともに、高齢の被爆者が裁判による解決を求めなくてもよくなるように、引き続き必要な見直しを行っていただくよう、お願いいたします。

さらに、原爆症の認定に係る審査に当たっては、引き続き速やかな審査を行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

4 在外被爆者の実態に即した援護の充実

(1) 在外被爆者の実情を踏まえた改善

在外被爆者の援護については、保健医療助成事業の導入、在外公館等を通じた被爆者健康手帳等の申請受付の開始、さらに平成28年1月からの「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく医療費及び一般疾病医療費の支給開始と段階的に改善が進んできました。

また、平成31年4月からは、ブラジルの一部医療機関において、医療費及び一般疾病医療費の代行申請が可能となるなど、限定的ではありますが、在外被爆者の申請手続等の負担軽減が図られたところです。

しかしながら、依然として在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住しており、更には、在外被爆者の高齢化に伴って、入院や施設入所等により、遠方の在外公館等へ出向いて手続を行うことが困難となっている事例も増えてきていることから、引き続き、このような実情を踏まえて検討し、申請手続等の更なる負担軽減が図られ、国内被爆者と同様の援護が受けられるよう、必要な改善を行っていただくなど、格別の御配慮をお願いいたします。

(2) 在外公館等における被爆者支援の強化

在外公館等を通じた各種申請手続等について、十分に周知し円滑な実施を図っていただくとともに、手帳交付申請については、より一層の迅速な審査ができるよう、高齢化が進む在外被爆者の実情に即した対応について、格別の御配慮をお願いいたします。

また、医療費・一般疾病医療費及び保健医療助成費の支給についても、高齢化が進む在外被爆者が支給申請等を円滑に行えるよう在外公館等において支援を行っていただくとともに、在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、現地事務を行っている被爆者協会等の役員の高齢化が進み、事務を行うことが難しくなっていることから、在外公館等において支援を行うなど、より積極的な役割を果たしていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

5 被爆建物等の保存に対する支援強化

被爆から79年目を迎え、被爆者の高齢化が進む中、被爆の実相を伝えていくことが困難な時期に差し掛かっており、原爆の惨禍を次世代に伝えるための事業の充実が望まれています。

こうした中、被爆の実相を伝える「もの言わぬ証人」として、これまで以上に重要な役割を担うこととなる被爆建物・被爆樹木について、国においては、平成28年度から被爆建物の保存に対する補助制度を創設され、平成31年度からは被爆樹木の保存に対する補助制度を創設されたところです。

しかしながら、失われてしまうと二度と取り戻すことのできない貴重な財産である被爆建物は刻々と劣化が進んでおり、また、大規模な被爆建物については保存工事の費用の確保が大きな課題となっています。

つきましては、被爆建物の保存に対する補助内容を拡充していただくとともに、被爆樹木の保存に対して引き続き充実した支援をいただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 被爆者数の推移

(単位：人)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	ピーク時
本 市	56,174	53,340	50,384	47,632	44,836	42,191	39,590	39,374	37,818	114,542 (昭和51年)
全 国	174,080	164,621	154,859	145,844	136,682	127,755	118,935	113,649	106,825	372,264 (昭和56年)

※ 各年3月31日現在

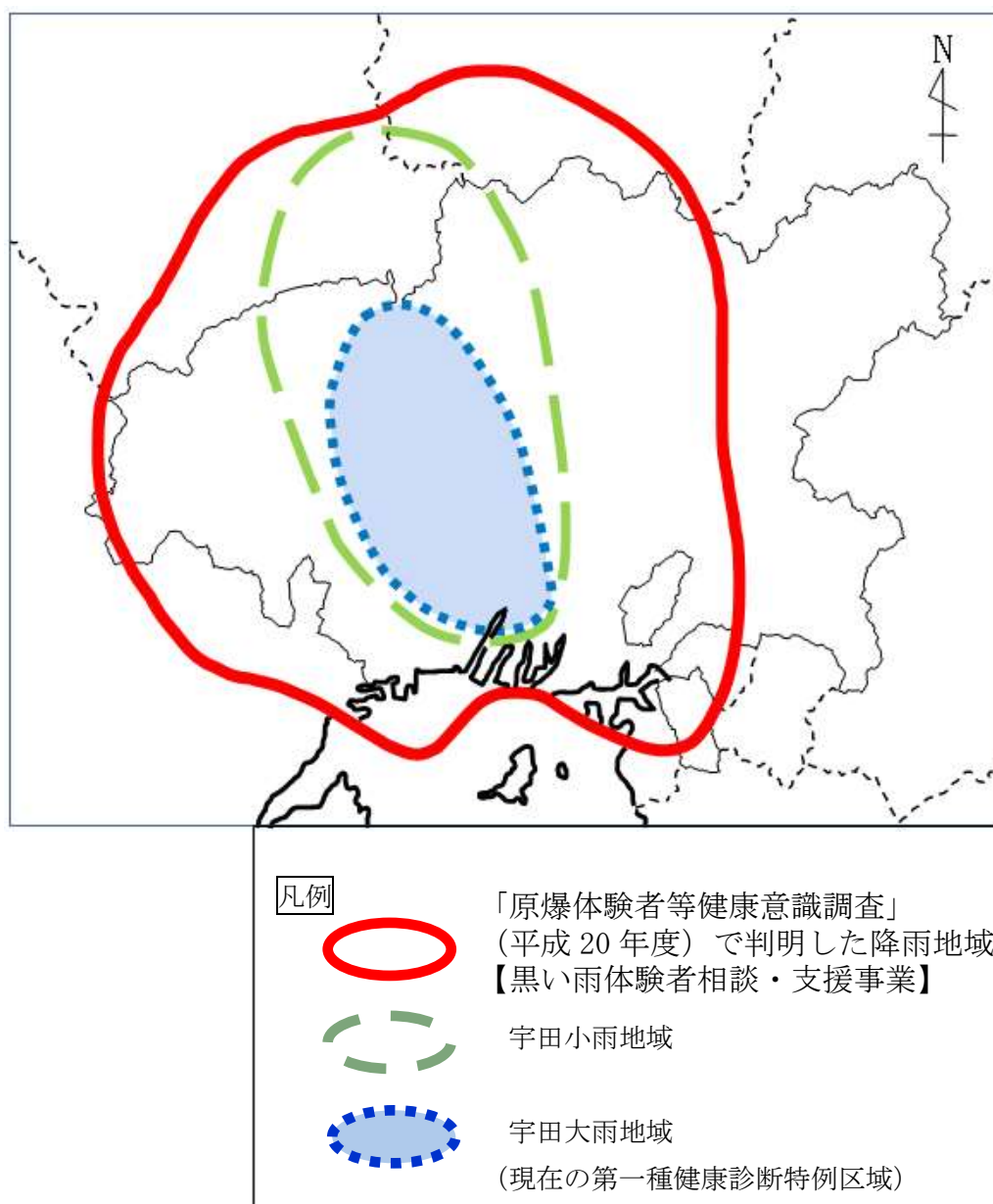
2 原子爆弾小頭症患者の現状

(単位：人)

区 分	広島市	広島県	北海道	神奈川県	大阪府	山口県	福岡県	合計
人 数	5	2	1	1	1	1	1	12

※ 令和6年3月31日現在

3 黒い雨降雨地域図



4 原爆症認定被爆者数の推移

(単位：人)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	ピーク時
本 市	4,058	4,107	4,061	3,950	3,862	3,784	3,616	3,428	3,278	4,107 (平成29年)
全 国	10,133	10,059	9,908	9,676	9,444	9,196	8,675	8,234	7,698	10,133 (平成27, 28年)

※ 各年3月31日現在

※ 医療特別手当及び特別手当受給者数の合計である。

5 在外被爆者への法律に基づく援護の実施状況

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被爆者健康手帳等の 処理件数	認 定	3 件	0 件	4 件	3 件
	却下等	16 件	0 件	4 件	4 件
	計	19 件	0 件	8 件	7 件
各種手当の申請件数	健康管理手当	8 件	3 件	10 件	5 件
	保健手当ほか	17 件	5 件	5 件	19 件
	計	25 件	8 件	15 件	24 件

6 被爆建物の状況について

被爆建物 86 件		公共所有 22 件		民間所有 64 件	
非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造
30 件	56 件	21 件	1 件	9 件	55 件

※ 公共所有 22 件のうち、市所有 17 件、国所有（広島大学を含む）3 件、県所有 2 件

※ 令和6年4月1日現在

7 被爆樹木の樹勢の状況について

所有者	良	やや不良	不良	著しく不良	枯死寸前	未調査	計
市	8 本	35 本	36 本	3 本	—	—	82 本
国・県	1 本	9 本	5 本	3 本	—	—	18 本
民 間	9 本	30 本	17 本	3 本	—	—	59 本
計	18 本 (11.3%)	74 本 (46.5%)	58 本 (36.5%)	9 本 (5.7%)	0 本 (0.0%)	0 本 (0.0%)	159 本 (100%)

※ 令和6年4月1日現在

4 市街地再開発事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

市街地再開発事業（基町相生通地区）の財源確保

（要 旨）

本市では、広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う「楕円形の都心づくり」を推進しています。

このうち、都心の西の核である紙屋町・八丁堀地区は、中四国地方最大の業務・商業集積地であるものの、更新時期を迎える建築物が多く存在し、また、狭あいな敷地が多く土地が有効活用されていないなどの課題があります。

このため、本市では、紙屋町・八丁堀地区の活性化に向けたリーディングプロジェクトとして、官民が連携して基町相生通地区市街地再開発事業を推進し、世界に通用するラグジュアリーホテルや高規格オフィスの導入など、国際水準の都市機能の集積・強化を図ることとしています。加えて、広島商工会議所の移転を進めることで、本市にとって懸案となっていた平和記念資料館本館下から見た原爆ドーム背景の景観改善も同時に実現を図ることとしています。

本事業は、昨年度に着手した既存建築物の解体工事に引き続き、今年度は新築工事に着手する予定であり、事業の早期完成に向けて今後もスピード感を持って進めることとしています。

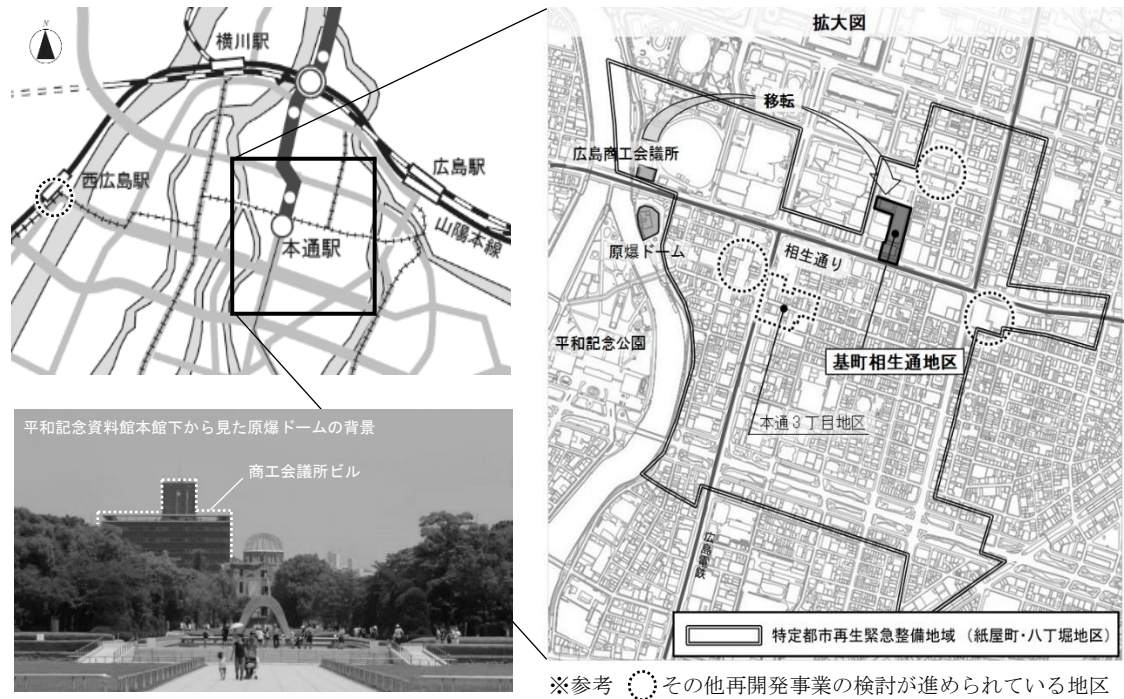
つきましては、市街地再開発事業の円滑な推進が図られるよう、その財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

また、その他の市街地再開発事業についても、本通3丁目地区では市街地再開発準備組合により環境アセスメントの手続きが着実に進められ、さらに、都心周辺部の地域拠点である西広島駅周辺地区では、本年1月に市街地再開

発準備組合から都市計画提案書が提出されるなど、複数の地区において市街地再開発事業の実現に向けた検討が進められており、本市としても、第6次広島市基本計画に掲げる「活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり」に向け、官民が連携して取り組んでまいりますので、引き続き御指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(参 考) 基町相生通地区市街地再開発事業の概要

◎ 位置図



◎ 建築計画の概要

	高層棟	変電所棟	市営駐輪場棟
用途	オフィス、ホテル、店舗 駐車場、駐輪場	変電所 駐車場	市営駐輪場
高さ	約 160m	約 30m	約 20m
階数	地上 31 階 地下 1 階	地上 5 階	地上 5 階 地下 1 階

◎ 今後のスケジュール（予定）

令和 6 年度 高層棟及び変電所棟新築工事着手
令和 7 年度 変電所棟竣工 ※切替工事完了後供用開始
令和 9 年度 高層棟竣工、旧変電所解体工事着手
令和 10 年度 市営駐輪場棟新築工事着手
令和 11 年度 市営駐輪場棟竣工



5 広島駅南口広場の再整備等の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

広島駅南口広場の再整備等の財源確保

(要 旨)

本市では、広島駅南口において、交通結節点としての機能性、安全性、快適性の確保などはもとより、国内外からの来訪者に対しても世界に誇れる広島の顔となる場所とするため、駅ビルの建替えを行うＪＲ西日本や路面電車を運行する広島電鉄と連携し、広島駅南口広場の再整備、ペDESTリアンデッキの整備、路面電車の駅前大橋ルートや循環ルートの整備を行うことにより、陸の玄関にふさわしいまちづくりを進めています。

現在、令和７年春の新駅ビルの開業と同時期に供用開始を目指している駅前大橋ルートや一部のペDESTリアンデッキ等の整備に取り組んでおり、来年度以降も、既存の路面電車乗降場の撤去や、残るペDESTリアンデッキ、広場等の整備を進め、令和８年度末の全体完成を目指します。

つきましては、広島駅南口広場の再整備等の着実な推進が図られるよう、その財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

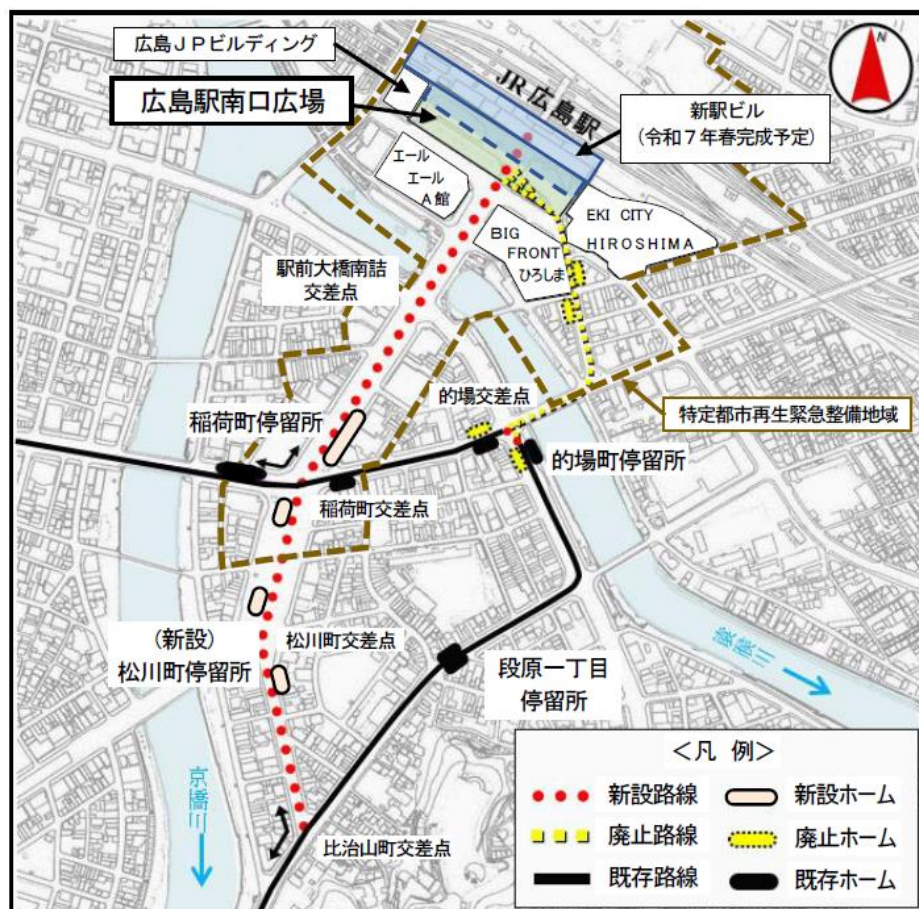
(参 考)

1 事業概要

- 国際競争拠点都市整備事業【広島都心地域】 及び
社会資本総合整備事業【広島陸の玄関にふさわしい交通結節点の実現
と公共交通ネットワークの機能強化（Ⅱ期）】
 - ・ 広島駅南口広場の再整備、ペDESTリアンデッキの整備
 - ・ 路面電車の駅前大橋ルート及び循環ルートの整備

2 総事業費 360億円

3 位置図等



広島駅南口広場全景

6 利便性が高く持続可能な公共交通体系の構築について

(国土交通省関係)

要望内容

利便性が高く持続可能な「広島型公共交通システム」を構築するために必要な財源確保などの支援強化

(要 旨)

本市では、少子化・高齢化、人口減少など社会経済情勢の急速な変化に対応するため、近隣市町と互いに協調しながら自律的・持続的に発展することを目指す「200万人広島都市圏構想」の実現に向けて取り組んでいます。

こうした広域的な経済圏内でヒト・モノが活発に循環し続けるためには、それらの移動を容易にするための手段が不可欠であり、公共交通ネットワークを最大限活用する必要があります。国においても、地域の関係者の連携・協働＝「共創」を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築が進むよう、令和5年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の改正が行われ、共創の取組に対する支援が拡充されたところではあります。

こうしたことから、本市では、地域、交通事業者、関係自治体が一体となり、「競争」から「協調」へと舵を切り、これまで事業者任せとなっていた鉄道やバス等の公共交通を道路と同様に社会インフラと捉えた上で、その再構築のモデルケースとなるべく、まずは極めて厳しい状況にあるバス事業について、「共創による共同運営システムの構築」に取り組んでおり、本年4月には、その中核を担う官民共同の組織体“バス協調・共創プラットフォームひろしま”を立ち上げ、路線の最適化や利用促進、リソースの共有化等に向けた取組を進めているところです。

この取組の成否は、本市が目指す新たな公共交通体系の構築の試金石になるものであることから、こうした地域と事業者が一体となった取組への後押しとなる財源確保や財政支援の拡充等について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

財源確保などの支援強化に係る要望内容

1 社会資本整備総合交付金

・ 地域公共交通再構築事業

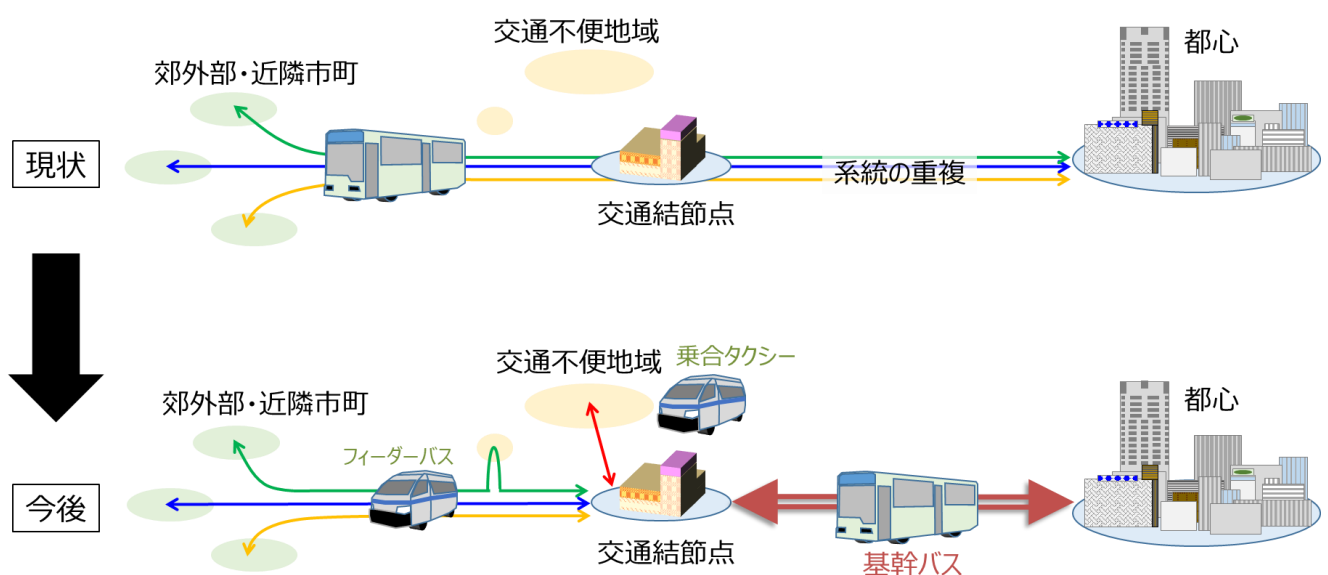
多様なニーズに対応したバス事業者共通の運賃制度の導入を可能とする新乗車券システムの整備や、バス事業者と地方公共団体との共創による基盤施設（バスロケーションシステム、EVバス等）の整備に係る財源確保

2 地域公共交通確保維持改善事業費補助金

・ 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

補助対象地域間幹線系統バスのフィーダー化や交通モードの転換等による利便性・持続可能性の向上、交通不便地域での地域主体の乗合タクシーの導入など、地域の実態に合った公共交通ネットワークの再構築を継続的に促進するため、市区町村毎の補助上限額を補助対象経費の合計額の1/2とする措置（令和5年度補正予算関連）の恒久化

フィーダー化などによる公共交通ネットワーク再構築のイメージ



要望内容

7 広島広域都市圏の発展について

(総務省・内閣府・内閣官房関係)

要望内容

地方創生を実現するための「連携中枢都市圏制度」を活用した取組や「総合戦略」を推進するための施策に対する地方財政措置の拡充

(要 旨)

社会経済情勢の変化、とりわけ人口減少という避けては通れない事態を前にしては、地方創生という課題と向き合いながら、大胆な施策を展開していくことが必要です。

そこで、本市は、本市の都心部からおおむね60kmの圏内にあって経済面や生活面で深く結び付いている近隣市町と、“都市連盟”とも言うべき強固な信頼関係を基盤として、地域の資源を圏域全体で生かす様々な施策を展開することで、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」を実現したいと考えています。

この「200万人広島都市圏構想」の実現に向けて、本市と29市町との間でそれぞれ連携協約を締結するとともに、都市圏の目指す将来像とその実現を図るための具体的な施策を取りまとめた「広島広域都市圏発展ビジョン」を策定し、「連携中枢都市圏制度」を活用した具体的な取組を進めているところです。

こうした中、令和3年度には連携市町の特別交付税措置率の引き下げが行われるなど、連携市町の財政負担が増加する状況にあります。

つきましては、「連携中枢都市圏制度」に基づく連携中枢都市及び連携市町の取組に対する地方財政措置の拡充について、格別の御配慮をお願いいたします。

併せて、地方創生の効果をより一層高めるため、「連携中枢都市圏制度」を活用した施策と車の両輪のように連携して取り組む、本市の「総合戦略」を推進するための施策に対しても、より活用しやすく、十分な規模で地方財政措置が講じられるよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

広島広域都市圏



広島広域都市圏協議会を広島県、山口県及び島根県の13市17町（広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、浜田市、飯南町、川本町、美郷町及び邑南町）で構成

8 地方分権の推進について

(内閣府・総務省関係)

要望内容

- 1 地方分権改革における提案募集項目の実現
- 2 新たな大都市制度「特別市」の創設

(要 旨)

1 地方分権改革における提案募集項目の実現

人口減少・少子高齢化社会を迎え、住民のニーズがますます多様化・複雑化する中、地域住民の意向に沿った真の分権型社会を実現していくためには、住民に最も身近な基礎自治体が、国や県などの行政組織と緊密な連携を図りながら、住民の視点で実現可能な方策を模索し、地域に根ざした政策決定を行うことが重要であると考えています。

こうした中、地方分権改革に関し、国においては、平成26年5月から、地方の発意に根ざした新たな取組の推進を目的に、全国的な制度改正に係る提案を募集されています。

本市では、真の分権型社会の実現を目指すため、この提案募集を積極的に活用することとしており、本年度は「大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し」を求める提案など、2件の提案を提出しています。

つきましては、本市からの提案項目の実現に向け、格別の御配慮をお願いいたします。

2 新たな大都市制度「特別市」の創設

現行の指定都市制度は、人口減少や少子高齢化、社会資本の老朽化、大規模災害や感染症の発生、デジタル化の進展などによる課題や、圏域全体の活性化・発展の牽引役、さらには日本の成長のエンジンとして指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度にはなっていません。

このため、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、一元的・総合的な事務・権限とそれに見合う自主財源を制度的に保障する新たな大都市制度「特別市」を創設する必要があると考えています。

つきましては、大都市制度について、国（総務省）に専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置するとともに、次期地方制度調査会における調査審議により「特別市」の法制化に向けた議論を加速させるなど、「特別市」の創設について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

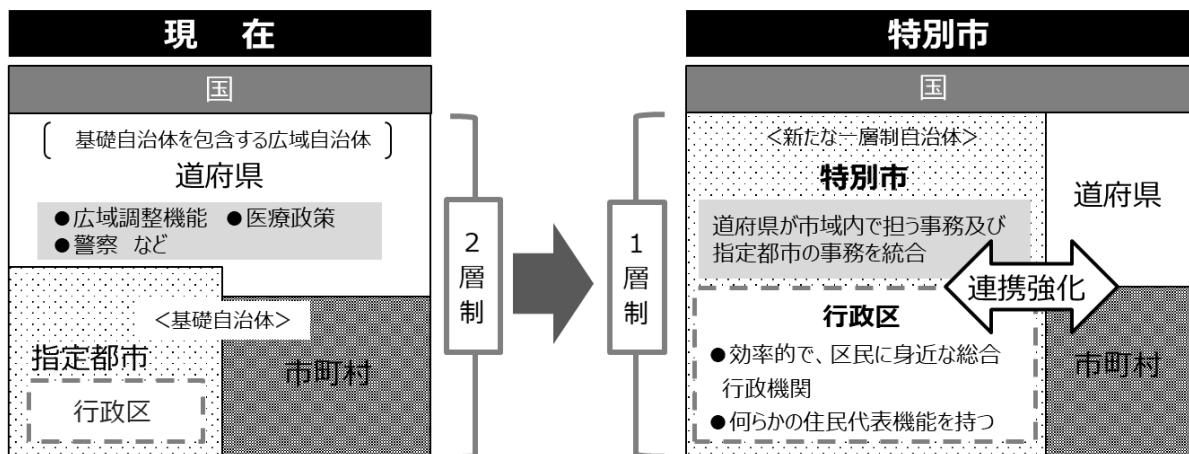
1 令和6年度 地方分権改革に関する本市提案

No.	提 案 項 目	制度の所管 関係府省庁
1	大気汚染状況の常時監視測定局数の算定に係る基準の見直し	環境省
2	有料道路における障害者割引制度に係る更新申請手続の廃止	厚生労働省、 国土交通省

2 新たな大都市制度「特別市」について

(1) 特別市制度の概要

- 特別市は、広域自治体に包含されない一層制の地方公共団体とする。
- 特別市の法的位置付けは、現行の地方自治法第2条第3項に規定する市町村（基礎的な地方公共団体）、同第5項に規定する都道府県（広域の地方公共団体）のいずれにも該当しない新たな地方公共団体であり、「特別地方公共団体」とする。また、その事務は、現行の指定都市が担う事務及び道府県が指定都市の市域内において担う事務（ただし、包括する市町村間の連絡調整事務や補完事務を除く。）を処理する。
- 特別市は、一層制であることから、道府県が有する包括する市町村の連絡調整機能や補完機能は有しないが、圏域において他の基礎自治体との連携の中心的な役割を担う。



(2) 特別市制度の必要性

- 道府県(広域自治体)、市町村(基礎自治体)の果たす役割に変化が生じており、また、道府県によってもその役割分担が異なっているにも関わらず、行政体制は「道府県－市町村」という全国一律の画一的体制となっている。地域特性に合わせた地方自治制度を再構築することが必要。
- 基礎自治体としての「現場力」と、高度な行政能力を持つ大都市としての「総合力」により多種多様な行政課題に対応している大都市が、その能力・役割に見合った権限と財源を持つことが必要。
- 大都市が果たすべき役割を最大限に発揮するために、権限と財源の統一が必要。
- 指定都市で極めて深刻化する高齢化及びインフラ老朽化への対応が喫緊の課題であり、このままでは大都市の活力が失われかねない。大都市制度改革は我が国にとって待ったなしの課題。

9 次世代への被爆体験継承の新たな取組について

(厚生労働省関係)

要望内容

- 1 AI・VRを活用した被爆体験継承の取組に対する財政支援
- 2 平和記念式典参加自治体への派遣旅費の補助制度創設に対する財政支援

(要 旨)

1 AI・VRを活用した被爆体験継承の取組に対する財政支援

被爆から79年目を迎え、被爆者の更なる高齢化が進む中、次世代への被爆体験の継承がますます困難な時期に差し掛かっています。今後、確実に到来する「被爆者がいなくなる時代」を見据え、AIなどのデジタル技術を活用して、被爆者本人に代わる新たな被爆体験継承の手法を確立し、被爆者の言葉や平和への思いを的確かつ確実に次世代へと伝えることが、人類史上最初の被爆の惨禍を経験した本市の責務であり、また、喫緊の課題であると認識しています。

これまで、本市では、被爆の惨禍を経験した個々の被爆者の体験・記憶を、個々の人々の体験・記憶にとどめるのではなく、人類の体験・記憶とするため、被爆者証言ビデオの制作や市民が描いた原爆の絵の収集など被爆の実相を「守り、広め、伝える」取組を行っており、国におかれましても、原爆の惨禍に関する全世界の人々の理解を深め、被爆体験を継承することを目的として、被爆体験記を収集・保管されているところですが、こうした被爆者自らが語ったり記したりした膨大な資料を十分に活用しきれていない状況です。

こうしたことから、技術の進展に合わせて、これまで蓄積してきた資料の有効活用を図るとともに、AIなどのデジタル技術を活用した被爆体験継承の取組を被爆80周年事業として実施することとしています。

具体的には、これまで国及び本市が収集等してきた、被爆体験記を始め、被爆者証言ビデオ、市民が描いた原爆の絵、原爆被害等を撮影した写真の

情報を集約し、データベースを構築するとともに、入出力にA Iを活用し、膨大な被爆者の体験や平和への思いが広く次世代に理解されるようなシステムを構築したいと考えています。

また、原爆投下時の悲惨さや復興した現在の広島の状態を疑似体験できるV R映像を内蔵したV Rゴーグルを、海外及び国内の原爆・平和展や若者への被爆の実相に係る研修等において活用し、広島を訪れるきっかけとさせていただくとともに、平和についてより深く考える機会を提供することを考えています。

つきましては、こうしたA I・V Rを活用した新たな被爆体験継承の取組に対する財政支援について、格別の御配慮をお願いいたします。

2 平和記念式典参加自治体への派遣旅費の補助制度創設に対する財政支援

被爆地である本市は、平和記念資料館の見学や被爆体験講話の聴講等の相乗効果により、被爆の惨禍と被爆体験を実感できる場所であり、次世代への継承を確実に行うためにも、被爆地での平和学習は必須と考えています。

また、全国の自治体においては、戦争体験の継承と平和意識の醸成が課題として捉えられています。

こうしたことから、本市は、全国の自治体による、若い世代の8月6日の平和記念式典参加への派遣を促進するため、補助制度を創設し、平和首長会議国内加盟都市会議等を通じて十分周知した上で、被爆80周年はもとより、その後も全国からの派遣を広く働き掛けていきたいと考えています。あわせて、被爆地での平和学習効果を更に高めるために、式典参列に加え、様々な平和学習を行っていただけるよう環境整備を図ることとしています。

つきましては、国におかれましても、唯一の戦争被爆国として、原爆の惨禍の国民の理解と被爆体験の次世代への継承を進める観点から、本市の補助制度の創設に伴う財政支援について、格別の御配慮をお願いいたします。

10 放射線被^{ばく}曝者医療国際協力の推進について

(厚生労働省・外務省・文部科学省関係)

要望内容

- 1 放射線被曝者医療国際協力推進協議会が行う事業に対する助成
- 2 国による放射線被曝者国際医療支援の推進及び同協議会事業との連携

(要 旨)

本市は、広島県及び医療を始めとする関係機関とともに、世界最初の被爆地として、長年にわたる被爆者治療の実績や各種の研究成果を生かし、広島を挙げて、世界の被曝者医療への貢献と国際協力の推進に資することを目的に、平成3年4月に放射線被曝者医療国際協力推進協議会（H I C A R E）を設立しました。

同協議会による、チョルノービリ原子力発電所事故やセミパラチンスク核実験場を始めとした、世界の放射線被曝（爆）者医療への貢献は、国際的にも高い評価を得ており、平成26年5月には、国際原子力機関（I A E A）の協働センターに同協議会が指定されました。

このように我が国の放射線被曝（爆）者医療に係る知見は、原子爆弾被爆者に対する医療とともに今後ますます重要性が増すことから、国におかれましても、同協議会が行う放射線被曝（爆）者医療を通じた国際協力事業の実施に対して、広く助成措置を講じていただくとともに、国際協力事業を積極的に推進し、同協議会が行う事業との連携を図っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 「放射線被曝者医療国際協力推進協議会」の事業内容

- (1) 研修医師等の受入れ・専門医師等の派遣事業
- (2) 放射線被曝者医療国際協力普及啓発事業
- (3) 調査研究事業

2 「放射線被曝者医療国際協力推進協議会」の構成

- (1) (一社)広島県医師会
- (2) (一社)広島市医師会
- (3) 広島大学
- (4) 広島大学病院
- (5) 広島大学原爆放射線医科学研究所
- (6) (公財)放射線影響研究所
- (7) (公財)広島原爆障害対策協議会
- (8) 広島赤十字・原爆病院
- (9) 広島県
- (10) 広島市
- (11) 学識経験者

3 事業費

令和6年度予算 3,576万円

※ 上記金額は、広島県・広島市の合計額であり、それぞれ1/2ずつを負担している。

11 保育サービスを支える保育士及び放課後児童支援員の確保について

(こども家庭庁関係)

要望内容

- 1 保育士の処遇改善の拡充強化及び配置基準を上回る保育士に対する加算の拡充
- 2 放課後児童支援員の処遇改善の拡充強化

(要 旨)

1 保育士の処遇改善の拡充強化及び配置基準を上回る保育士に対する加算の拡充

近年、本市においては、障害や発達上の課題を有する子どもの受入れの増加、児童虐待の発生予防など、保育所等の担う役割がより重要性を増しており、保育士一人一人に掛かる負担が一層大きくなる一方で、広島県内の保育士の有効求人倍率が令和6年1月現在で6.55倍と全国で2番目に高いものとなっており、保育士の確保は喫緊の課題となっています。

保育士の確保が困難な理由として、保育士の賃金が低いことや保育士の配置が十分でなく、労働環境が厳しいことなどが指摘されています。

保育士の処遇に関しては、国において、平成29年度以降、賃金の引上げを目的とした処遇改善が行われてきましたが、依然として全産業の労働者の平均賃金を下回っています。

こうした状況を踏まえ、保育士の配置基準の見直しやこども誰でも通園制度の創設により必要となる保育士を含め、保育士を安定的に確保することができるよう、更なる処遇改善の早期実現について、格別の御配慮をお願いいたします。

また、保育士の負担軽減を図り、すべての子どもに安心・安全な保育環境を提供していくため、チーム保育推進加算の要件緩和等、配置基準を上回る保育士の配置に対する加算の拡充について、格別の御配慮をお願いいたします。

2 放課後児童支援員の処遇改善の拡充強化

本市の放課後児童クラブについては、平成27年度に受入対象学年の上限を小学3年生から小学6年生に拡大したことを契機に利用申込者数が急増し、近年では1万2千人を超える申込があります。これまで、本市直営の放課後児童クラブの増設や民間放課後児童クラブ事業者への補助により受入枠の拡大を図ってきましたが、令和6年5月1日現在で、96人の待機児童が生じています。

今後も共働き世帯の増加などによる放課後児童クラブへの需要に応じて、受入枠を拡大するに当たっては、本市直営の放課後児童クラブを増設するほか、民間活力を引き続き活用していく必要があると考えており、そのためには、放課後児童クラブの運営に必要な人材を安定的に確保していくことが重要となっています。

こうした中、国において、令和4年2月から、放課後児童支援員等を対象として、賃金改善を行うために必要な費用を補助する「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業」を実施し、令和4年10月からは子ども・子育て支援交付金において同様の措置をしていただいたところですが、依然として保育士同様に、本市直営、民間ともに人材の確保は困難な状況にあることから、更なる処遇改善を図っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 保育士の有効求人倍率（令和6年1月現在）

全国 3.54倍

東京都 4.06倍（全国15位）

広島県 6.55倍（全国2位）

2 放課後児童クラブの待機児童数の状況（各年度5月1日現在）

（単位：人）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定 員 （対前年度比）	15,672 (1,706)	16,229 (557)	16,410 (181)	16,563 (153)	16,637 (74)
利用申込者数 （対前年度比）	12,213 (614)	12,178 (▲35)	12,903 (725)	12,200 (▲703)	13,007 (807)
待機児童数 （対前年度比）	119 (34)	40 (▲79)	165 (125)	19 (▲146)	96 (77)

※ 本市直営と民間事業者の合計数です。

3 放課後児童支援員・児童館指導員の採用状況

(1) 令和4年度の採用状況

(単位：人)

採用試験	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	合 計
募集人数	60	60	40	30	30	130	90	440
応募者数	14	14	14	13	7	42	7	111
採用者数	8	11	11	11	6	33	6	86

(2) 令和5年度の採用状況

(単位：人)

採用試験	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	合 計
募集人数	40	40	40	40	40	110	80	390
応募者数	10	10	5	10	7	28	13	83
採用者数	7	10	5	8	6	19	8	63

※ 本市では、放課後児童支援員及び児童館指導員を同一の採用試験で採用し、放課後児童支援員か児童館指導員のいずれかとして配置しています。

※ 本市の採用者数です。民間事業者は含んでおりません。

12 国民健康保険に対する国庫負担の更なる拡充について

(厚生労働省関係)

要望内容

- 1 国保の財政基盤強化のため措置された毎年度の財政支援の確実な実施及び国保財政の悪化に対する国庫負担の更なる拡充
- 2 障害者等に対する医療費助成を地方自治体が行う場合の国保国庫負担金等の減額調整措置の完全廃止

(要 旨)

1 国保の財政基盤強化のため措置された毎年度の財政支援の確実な実施及び国保財政の悪化に対する国庫負担の更なる拡充

国保は、他の医療保険制度と比較して被保険者に占める高齢者や低所得者の割合が非常に高く、各保険者は財政健全化に懸命に取り組んでいるものの、一部の保険者においては、依然として一般会計からの繰入れに頼らざるを得ない状況にあり、その財政基盤は極めて脆弱です。

平成30年度から、国保が都道府県単位化され、市町村は都道府県とともに、国保財政の健全化に取り組んでいるところですが、国保の財政基盤強化のため措置された毎年度3,400億円の財政支援は確実に実施するように、お願いいたします。

また、高齢化の進展、医療の高度化に伴う一人当たり医療費の増加等により、今後も国保財政の悪化が見込まれることから、国民皆保険を支える国保の安定的な運営のため、国庫負担の更なる拡充など必要な財政措置を行っていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 障害者等に対する医療費助成を地方自治体が行う場合の国保国庫負担金等の減額調整措置の完全廃止

障害者やひとり親家庭等に対する医療費助成は、本来、社会的に弱い立場にある者を支援する観点から、国の施策として統一的に実施されるべきものです。

しかしながら、国におかれては、市民ニーズや必要性、緊急性等から地方単独事業として医療費助成を実施する地方自治体に対し、医療機関への

安易な受診を促し医療費が増加しているとして、国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置を行っており、地方自治体の財政上の課題となっています。

令和6年度から、子どもの医療費助成に係る減額調整措置が廃止されましたが、障害者等を対象とする全ての減額調整措置を速やかに廃止するよう、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 市町村国保全体と広島市国保の決算補填等目的の一般会計繰入の状況

	市町村国保	うち広島市国保
令和2年度	767億円	2.3億円
令和3年度	674億円	0円

※広島市国保の直近の状況は、令和4年度0円、令和5年度0円（予算額）、令和6年度21.2億円（予算額）

2 広島市国保と健保組合の比較（令和3年度）

	広島市国保	健保組合
65～74歳の割合	46.8%	3.6%
1人当たり医療費	42.6万円	17.1万円

3 広島市国保における地方単独事業に係る国保国庫負担金等の減額状況

	2年度	3年度	4年度
こども医療	9,242千円	8,783千円	16,791千円
重度心身障害者医療	504,213千円	521,422千円	516,477千円
ひとり親家庭等医療	58,416千円	58,677千円	56,958千円
合計	571,871千円	588,882千円	590,226千円

※こども医療に係る減額調整措置は令和6年度から廃止

13 子どもへの医療費助成に係る統一的な制度の創設について

(厚生労働省・こども家庭庁関係)

要望内容

- 1 国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築
- 2 子どもへの医療費助成に係る統一的な制度の創設

(要 旨)

国におかれては、教育の分野の少子化対策の取組として、幼児教育・保育の無償化に踏み切られましたが、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、子どもへの医療費助成に係る統一的な制度の創設・実施については言及されませんでした。

これまで指定都市市長会においては、子どもへの医療費助成制度は、地方自治体の意見が反映され、地方自治体間で生じている差異をなくするような統一的な制度が望ましく、また、その制度の創設・実施のためには、国と地方自治体とで協議の場を持ち、子どもの医療費の自己負担を含む助成水準のあり方について検討し、子どもへの医療費助成制度の実現を目指す体制づくりが重要であるという認識を共有し、国に対し、統一的な制度の創設を要請してきたところです。

本市としては、社会福祉や社会保障など、全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行われるべき事業を実施するための制度の創設については、国において主な役割を担っていただくとしても、住民福祉の増進に資する行政サービスを実施する基礎自治体も、その役割分担を踏まえ、共通の目標の達成に向けて、各々が自らの役割として、今何ができるのか、今後どのように進めるのかを共に議論した上で、統一的な子どもへの医療費助成制度の創設と実施に向けて、制度のあるべき姿とその財源について目標を共有できるようにしていきたいと考えています。

つきましては、国と地方自治体が共同で検討を行う体制を構築していただくよう、また、子どもへの医療費助成に係る統一的な制度を創設していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

1 国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築

医療保険制度における子どもの医療費の自己負担を含む助成水準のあり方につきましては、国と地方自治体が共同で検討し、指針を示していただいた上で、子どもへの医療費助成制度の必要性を共有していただきたい。

その検討に際しては、子どもたちが、日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるよう、また、必要な財源を確保し長期的に安定した制度設計となるよう、国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築について、格別の御配慮をお願いいたします。

2 子どもへの医療費助成に係る統一的な制度の創設

地方自治体が独自に実施している子どもへの医療費助成制度は、長年にわたる制度の拡充を経て制度の内容に大きな差が生じており、統一的な制度の創設と実施に向けた検討に当たっては、所得制限や一部負担金を含む地方自治体における制度の運用実績等を分析・検討した上で、地方自治体の意見を反映させる必要があります。このため、国と地方自治体が子どもへの医療費助成制度のあるべき姿について共同で検討を行い、連携して統一的な制度の創設・実施を目指していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

14 造血細胞移植後のワクチン再接種について

(厚生労働省関係)

要望内容

造血細胞移植後のワクチン再接種を予防接種法上の定期接種に位置付けること

(要 旨)

造血細胞移植後の二次性免疫不全状態においては、移植前に得られた免疫能が低下もしくは消失せざるを得ず、種々の感染症に罹患する可能性が高くなるため、感染症の発生及びまん延防止の観点から、造血細胞移植後に必要と認められるワクチンの再接種については努力義務を課し、予防接種法上の定期接種に位置付けるよう、所要の見直しについて、格別の御配慮をお願いいたします。

また、このワクチン再接種を定期接種に位置付けることにより、被接種者の経済的負担が軽減されるとともに、接種による健康被害が発生した際に予防接種法に基づく救済が図られることで、接種環境が整備されるものと考えています。

(参 考)

1 造血細胞移植件数

(1) 全国と広島県の移植件数 (件)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
広島県	159	160	142
全国	6, 123	5, 869	5, 716

(2) 令和 4 年の広島県の移植件数 1 4 2 件の医療機関、診療科別内訳

医療機関	診療科	移植件数 (件)
広島赤十字・原爆病院	小児科	3
	血液内科	73
広島大学病院	小児科	13
	血液内科	22
呉医療センター	血液内科	14
広島西医療センター	血液内科	5
公立学校共済組合 中国中央病院	血液内科	12
合計		142

(出典)

「日本における造血細胞移植 2023 年度全国調査報告書」

日本造血細胞移植データセンター／日本造血・免疫細胞療法学会

2 定期接種 (A 類) のうち造血細胞移植ガイドラインで接種回数等が明記されているワクチン

名称	回数
小児用肺炎球菌	4 回
ヒブ	4 回
B 型肝炎	3 回
4 種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)	4 回
麻しん・風しん	2 回
水痘	2 回
日本脳炎	4 回
2 種混合 (ジフテリア・破傷風)	1 回

(出典)

「造血細胞移植ガイドライン 予防接種 (第 4 版)」

日本造血細胞移植学会 (2023 年 1 2 月)

15 平成26年8月20日豪雨災害被災地の復興まちづくりの推進について

(国土交通省関係)

要望内容

広域避難路となる都市計画道路整備事業の財源確保
長束八木線の整備

(要 旨)

八木・緑井地区等で発生した土石流などにより77名もの尊い生命が失われ、被災家屋も4,700棟を超える甚大な被害をもたらした平成26年8月20日の豪雨災害から10年を迎えます。

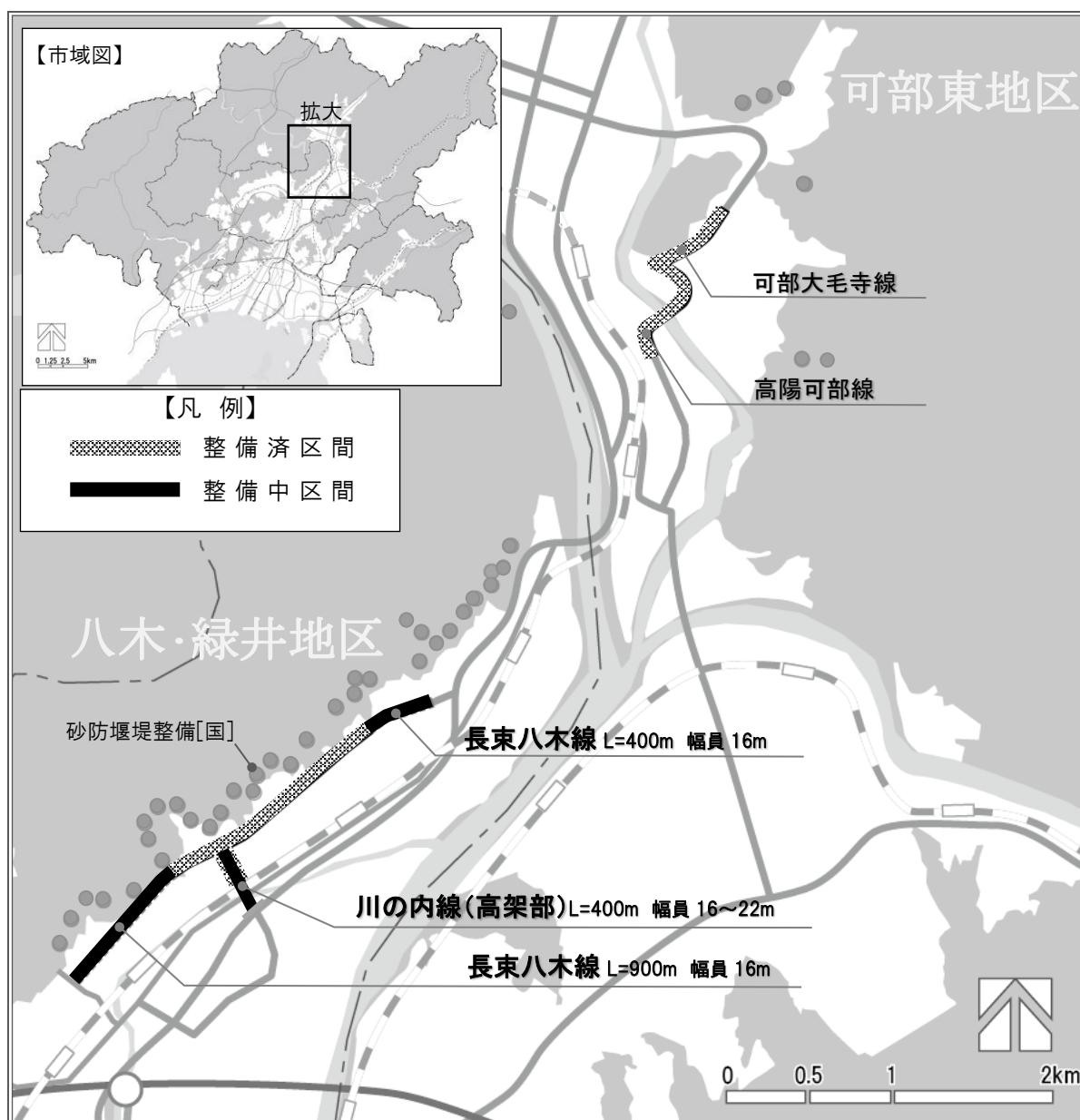
本市では、広域避難路となる都市計画道路や砂防堰堤の整備などにより、今後とも安心して住み続けることのできる災害に強い安全なまちによみがえらせることを基本方針とした「復興まちづくりビジョン」を平成27年3月に策定し、このビジョンに掲げる様々な復興事業に取り組んでおり、今後も引き続き、都市計画道路の整備を進め、復興事業の早期完成を目指していきます。

つきましては、復興まちづくり事業の円滑な推進が図られるよう、継続的な財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

事業の概要

区 分	事 業 期 間	事業区間 延 長	幅 員	総 事 業 費
被災地域を災害に強い安全なまちによみがえらせる復興まちづくり（防災・安全） （街路事業）				
長東八木線	令和2年度～令和10年度	1,300m	16m	72億円



16 ひろしま西風新都の都市づくりの推進について

(国土交通省関係)

要望内容

西風新都内幹線道路等の都市基盤施設整備の財源確保

(要 旨)

ひろしま西風新都の都市づくりは、本市中心部から北西方向約 5 ～ 10 km に位置する安佐南区沼田地区及び佐伯区石内地区の丘陵地約 4, 570 ha の区域に、本市と地域住民、民間開発事業者が連携して「住み、働き、学び、憩い、^{まも}護る」という都市機能を備えた 2030 年時点の計画人口 6 万 7 千人の新たな都市拠点を形成しようとするものです。

現在、民間開発事業者による丘陵部の開発は、計画開発地区の約 7 割の造成が完了しておりますが、これからの広島を、市域のみならず、県全体の活力を生み、さらには中四国地方の発展を牽引する存在としていくためには、優れた立地を生かし、既に快適な居住の場、貴重な産業集積の場となっている西風新都をより一層活用していく必要があります。

こうした中、平成 25 年 6 月に策定した「活力創造都市“ひろしま西風新都”推進計画 2013」に基づき、都市機能の強化、産業の振興、快適な居住空間の形成などの視点に立ち、幹線道路等の都市基盤施設整備について、選択と集中により計画的に都市づくりを進めています。

この都市づくりを早期に実現するためには、西風新都環状線（梶毛南工区）や西風新都環状線（善當寺工区）、新交通システム「アストラムライン」の延伸等の都市基盤施設の整備を計画的かつ着実に推進する必要があります。

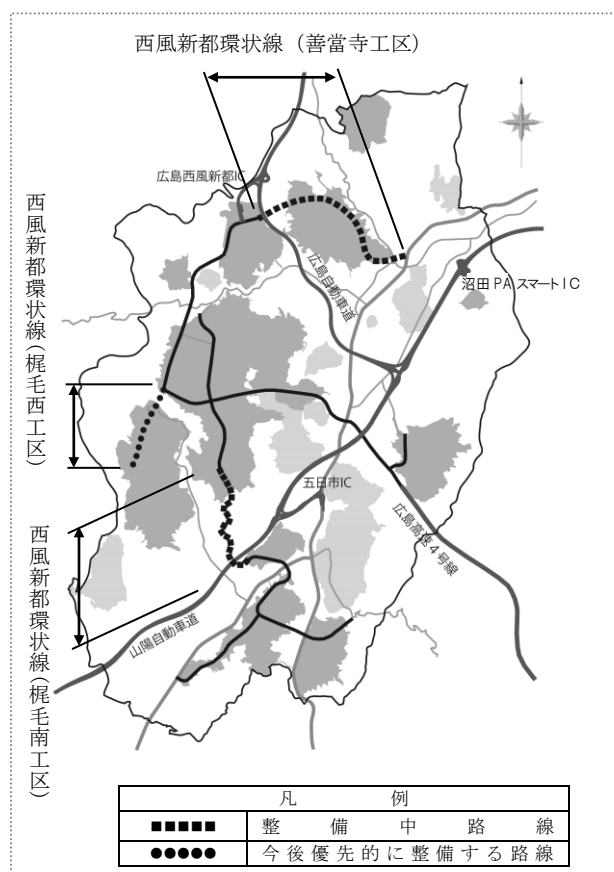
つきましては、ひろしま西風新都の都市づくりの円滑な推進が図られるよう、これら都市基盤施設整備の財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

計画の概要

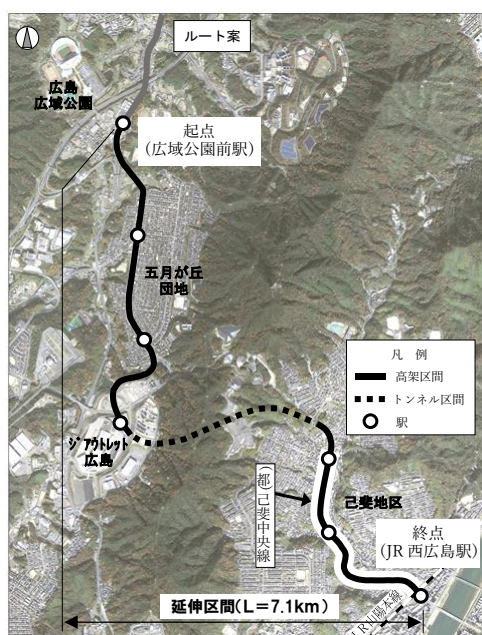
- 位置図



西風新都内幹線道路網整備計画



新交通システム「アストラムライン」の延伸計画



17 西広島駅北口土地区画整理事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

西広島駅北口土地区画整理事業の財源確保

(要 旨)

西広島駅北口地区は、道路、公園などの公共施設整備が遅れているとともに、駅に隣接する優れた立地にも関わらず、商業の集積は見られず老朽化した住宅が密集しており、防災上及び交通安全などにおいて課題があります。

このため、土地区画整理事業により、公共施設の整備及び市街地の再編を行うとともに、幹線道路でありアストラムライン延伸計画（新交通西風新都線）の導入空間となる地区内の都市計画道路己斐中央線も一体的に整備することで、地域拠点にふさわしい交通結節点の強化及び健全な市街地の形成を図ることとしており、令和4年度から、建物の移転補償や宅地造成工事に鋭意取り組み、早期完成に向け、事業を推進しているところです。

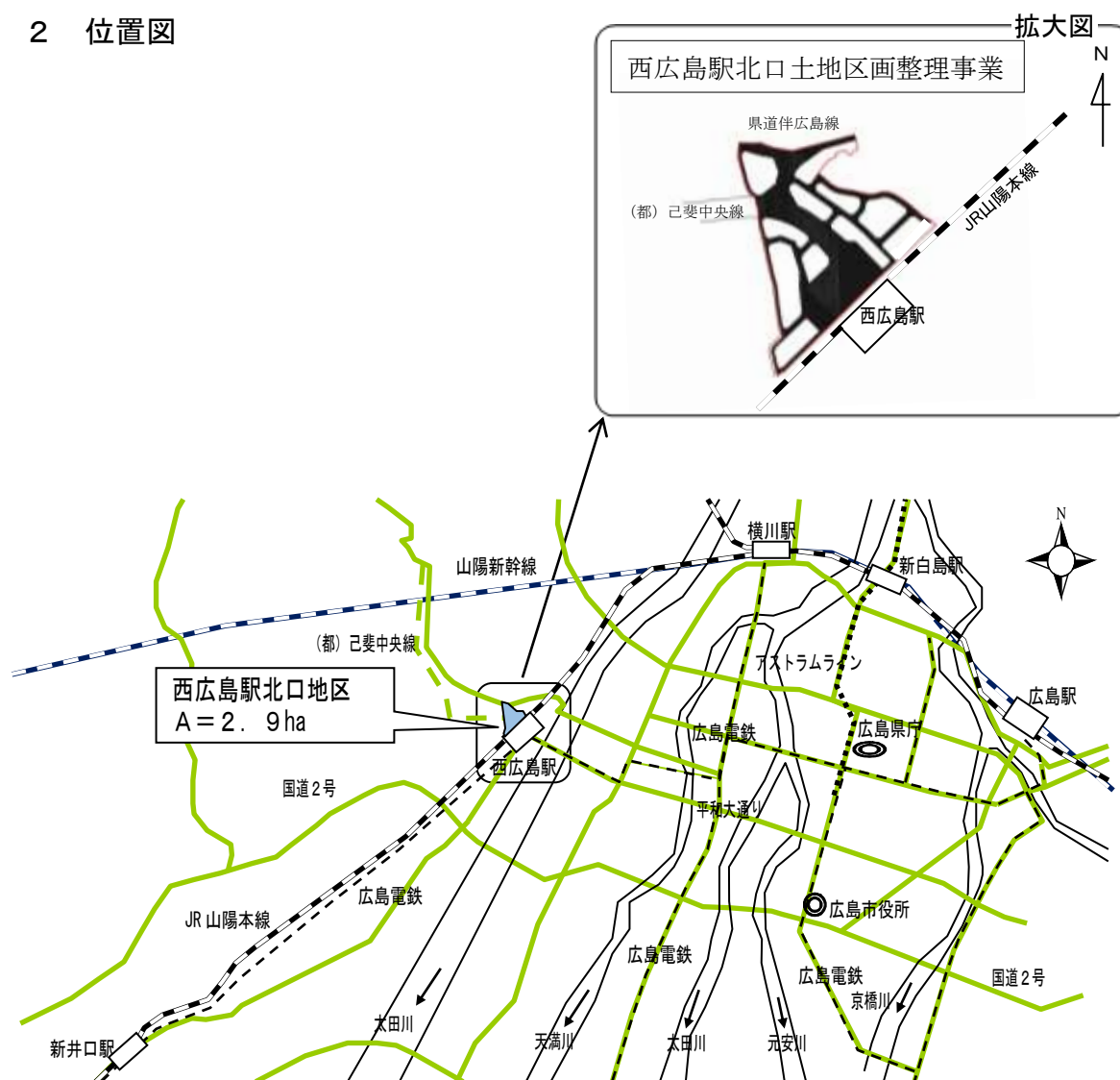
つきましては、西広島駅北口土地区画整理事業の円滑な推進が図られるよう、財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 事業の概要

地 区 名	西広島駅北口
事業期間	平成 30 年度から令和 12 年度（清算期間 5 年を含む。）
施行面積	約 2.9ha
総事業費	約 67 億円
整備概要	・ 都市計画道路（己斐中央線）幅員 23m 総延長約 114m ・ 駅前広場 面積約 3,900 m² ・ 区画道路 幅員 6m ・ 特殊道路（自転車歩行者道）幅員 4m ・ 街区公園 面積約 870 m²

2 位置図



18 向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の財源確保

(要 旨)

向洋駅周辺青崎地区は、都市計画道路、公園、下水道等の都市基盤施設が未整備であるとともに、老朽住宅が密集するなど、防災上、衛生上の課題を抱えており、また、ＪＲ山陽本線により地域が分断され、一体的な市街地の形成が阻害されております。

このため、広島市東部地区連続立体交差事業に合わせ、土地区画整理事業による都市基盤施設の整備と既成市街地の再構築を積極的に推進しております。平成２３年度から仮換地指定を開始し、平成２７年度にはＪＲ山陽本線北側について、家屋移転及び宅地整備を完了し、現在、南側区域内の建物移転及び宅地造成等の工事を進めているところです。

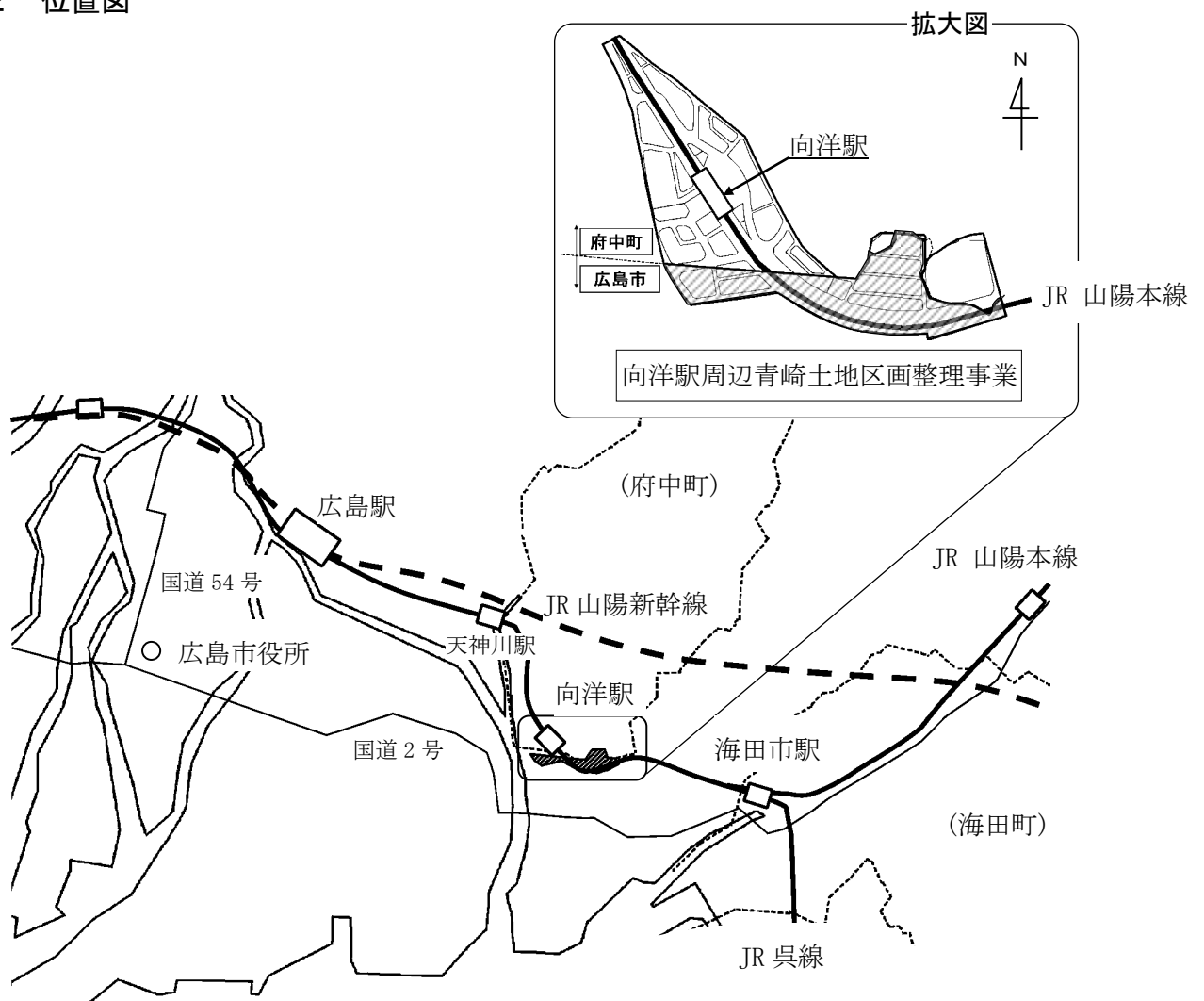
つきましては、向洋駅周辺青崎土地区画整理事業の円滑な推進が図られるよう、継続的な財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 事業の概要

地 区 名	向 洋 駅 周 辺 青 崎
事業期間	平成 14 年度～令和 15 年度（清算期間を含む。）
施行面積	6.1ha
総事業費	約 52 億円
整備概要	・ 都市計画道路（青崎草津線ほか 2 路線） 幅員 16m～20m 総延長 740m ・ 区画道路 幅員 6m～13m 総延長 1,395m ・ 特殊道路（自転車歩行者道） 幅員 4m 総延長 61m ・ 公園・緑地 街区公園 1 箇所

2 位置図



19 「インフラ資産」の老朽化対策等について

(国土交通省関係)

要望内容

「インフラ資産」の計画的で効率的な維持保全・更新に必要な継続的な財源確保などの支援強化

(要 旨)

本市の道路、橋りょう、上下水道など市民生活や経済活動を支える基盤となる「インフラ資産」の整備は、おおむね高度経済成長期に当たる昭和40年代から本格化しており、築年数の経過により施設が劣化し、一部には老朽化による施設破損の事例が発生しております。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震においては、インフラ資産が甚大な被害を受けており、その後も各地で大きな地震が頻発している中、大規模地震への対策の緊急度は、これまで以上に増してきています。

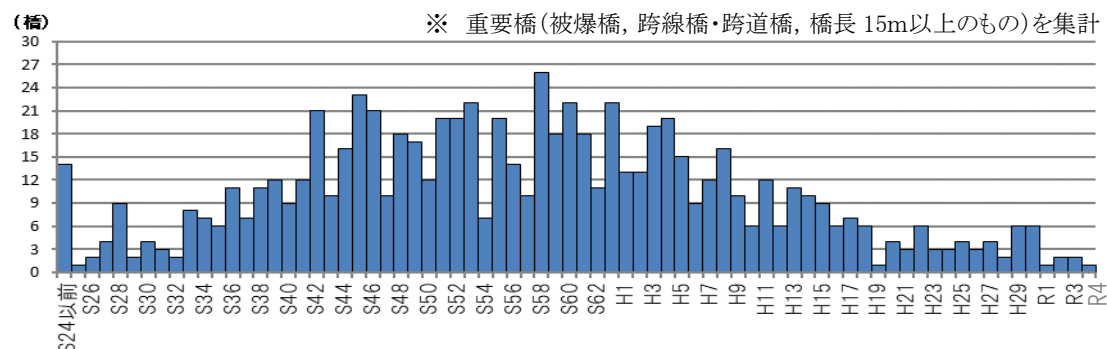
本市では、これまでも「広島市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的で効率的な維持保全・更新など、「インフラ資産」の老朽化対策や耐震対策に取り組んでいるところですが、こうした対策をより一層加速していくためには、財源の確保が大きな課題となっております。

国におかれては、閣議決定による5か年加速化対策後も国土強靱化を着実に推進するため、令和5年6月に国土強靱化基本法を改正し、「国土強靱化実施中期計画」の策定を法定化することにより、継続的・安定的に切れ目なく取組を進めることとされています。

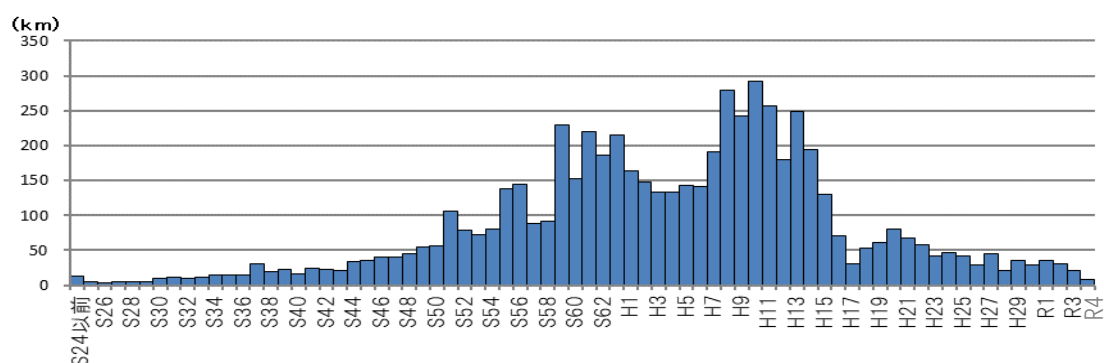
については、本市における「インフラ資産」の老朽化対策・耐震対策が確実に図られるよう、中期計画を早期に策定していただくとともに、維持保全・更新に必要な継続的な財源確保、交付対象事業の要件緩和及び技術的支援について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

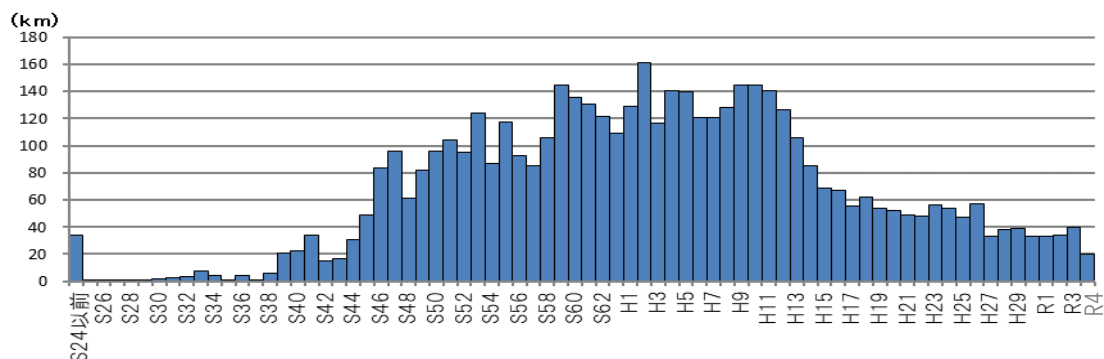
1 本市が管理する橋りょうの架設年度別の分布



2 下水管路の布設年度別の分布



3 水道管路の布設年度別の分布



4 財源確保の要望内容

通常補助金

(1) 道路メンテナンス事業

橋りょう長寿命化(耐震対策、PCB含有塗膜処理含む)

新交通インフラ長寿命化(耐震対策含む)

トンネル保全対策、道路附属物保全対策、橋りょう等定期点検

(2) 大規模雨水処理施設整備事業

雨水ポンプ場改築

防災・安全交付金

(1) 災害に強く安全・安心に暮らせる道路環境の整備(防災・安全)

道路法面・土工構造物保全対策、舗装修繕

(2) 安全・安心な暮らしを支える下水道事業(防災・安全)

下水道施設長寿命化(総合地震対策含む)

(3) 水道施設の更新・改良、災害対策に係る交付対象事業の要件緩和

20 都市公園整備事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

都市公園整備事業の財源確保等

- 1 河岸緑地
- 2 公園施設のバリアフリー化と老朽化対策

(要 旨)

本市では、「広島市みどりの基本計画（2021年2月）」を策定し、水・みどり・いのちの輝くまち ひろしまの実現を基本理念に掲げ、その実現を目指しております。

河岸緑地については、豊かな水と緑に恵まれた魅力ある都市景観の形成を図るため、高潮対策事業等で生み出された河川沿いの空間を公園区域として積極的に整備しております。

また、公園施設のバリアフリー化と老朽化対策については、市民の快適で安全な利用を確保するため、既存の都市公園においてトイレの新設・改築や遊具の更新等に計画的に取り組んでおります。

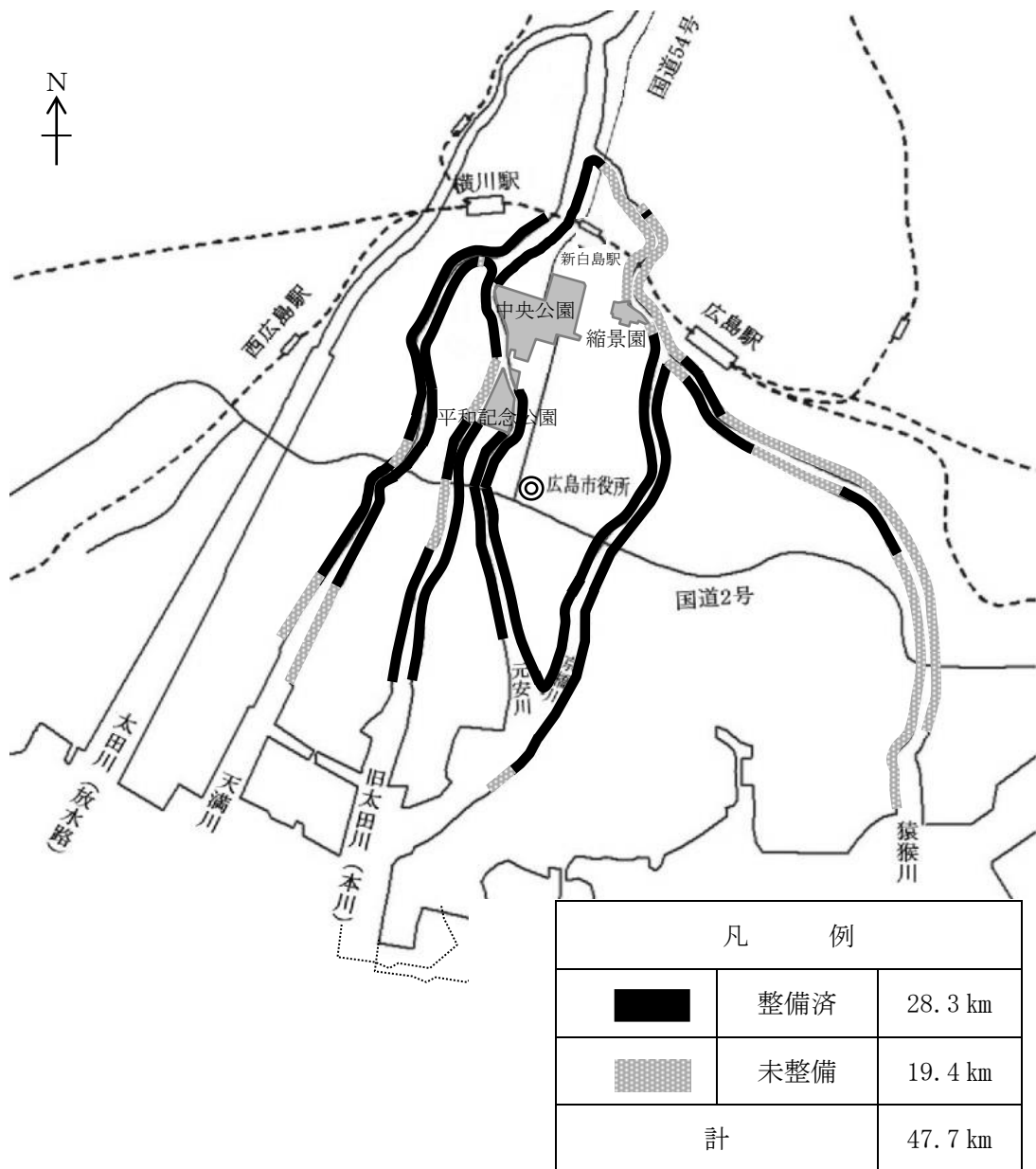
つきましては、都市公園整備事業の円滑な推進が図られるよう、継続的な財源確保や支援事業の拡充について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 都市公園整備事業の概要

区 分	期 間	場 所	規 模	総 事 業 費
河岸緑地	昭和55年度～	天満川、旧太田川(本川) 元安川、京橋川、猿猴川	47.7km	約139億9,000万円
公園施設の バリアフリー化 と老朽化対策	平成21年度～	市内の都市公園	—	—

2 河岸緑地 位置図（令和5年度末現在）



21 公共下水道事業等の推進について

(国土交通省・総務省・内閣府・環境省関係)

要望内容

公共下水道事業等の財源確保

- 1 浸水対策
- 2 老朽化対策
- 3 未普及地域の解消（公共下水道・農業集落排水処理施設・市営浄化槽の整備の推進）
- 4 下水道におけるカーボンニュートラルの取組強化

（要 旨）

近年、集中豪雨等による自然災害が頻発化・激甚化しており、災害から市民の生命・財産を守るため、流域全体のあらゆる関係者の連携の下で治水対策に取り組む「太田川水系流域治水プロジェクト」に位置付けている雨水幹線の整備などによる浸水対策や下水道施設の耐水化を積極的に進める必要があります。

また、本市では昭和40年代から集中的に下水道施設及び農業集落排水処理施設の整備を行っており、今後急速に老朽化施設が増加するとともに、人口減少に伴う下水道使用料収入の減少が見込まれることから、将来にわたって下水道のサービスを安定的に提供していくためには、適切な国費負担により耐震性の向上を含めた老朽化対策を一層重点的に実施する必要があります。

さらに、本市域は瀬戸内海環境保全特別措置法の対象地域であり、広島湾の水質環境保全の観点からも市街化区域外を含めた未普及地域の解消に向けて整備を進めるとともに、温室効果ガス排出量の削減に資する高効率機器の導入や下水道資源・資産を有効活用する太陽光発電設備の設置などにより、下水道におけるカーボンニュートラルの取組を強化する必要があります。

つきましては、これら公共下水道事業等の推進のための財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 公共下水道事業等の概要

- 事業期間：昭和26年度～
- 事業内容（令和6年3月31日現在）

公共下水道	合流	分流	計
整備計画区域面積	2,595ha	1万4,218ha	1万6,813ha
計画処理場数	3箇所	3箇所	6箇所
計画ポンプ場数	15箇所	57箇所	72箇所

農業集落排水	汚水	—	計
整備計画戸数	5,974戸	—	5,974戸
計画処理場数	13箇所	—	13箇所

市営浄化槽	整備	既設引取	計
計画設置数	約3,500基	約1,200基	約4,700基

- 事業進捗（令和6年3月31日現在）

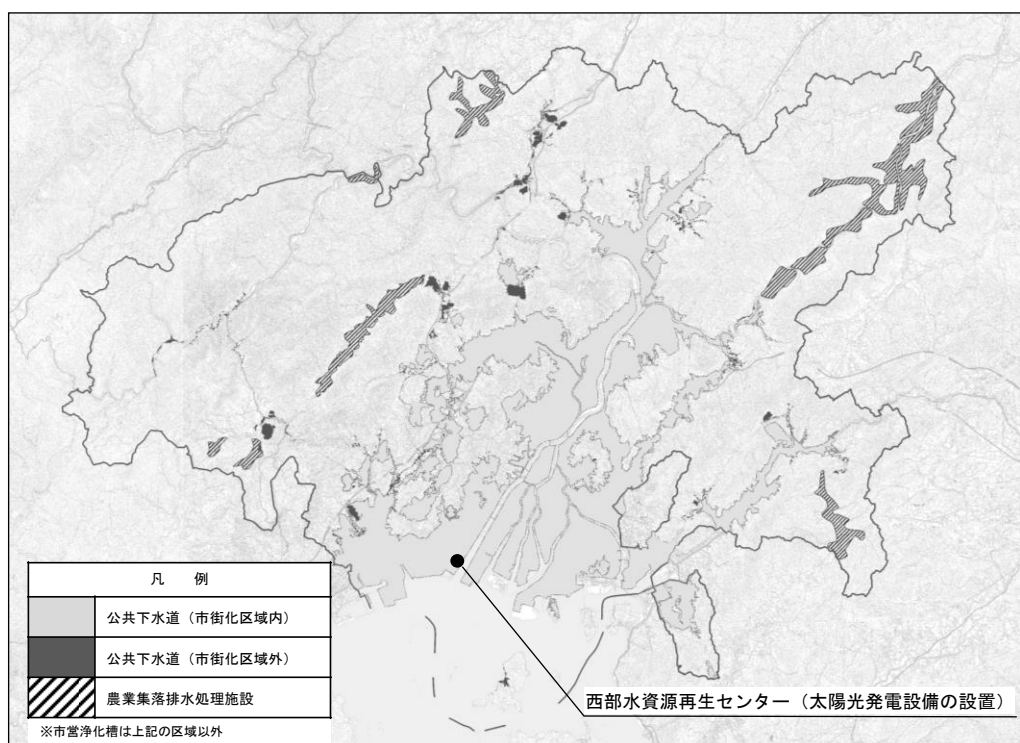
整備目標	計画	整備済	進捗率
① 浸水常襲地区の床上・床下浸水解消率※1	2,000ha	1,020ha	51.0%
② 老朽管路改築率※2	240km	177km	73.8%
老朽装置改築率※3	386基	251基	65.0%
③ 汚水処理人口普及率	117万5,327人	114万7,243人	97.6%
市街化区域内	113万1,983人	112万2,811人	99.2%
市街化区域外	4万3,344人	2万4,432人	56.4%

※1 中心市街地において深刻な浸水被害が発生している2,000haにおける床上・床下浸水解消面積の割合

※2 老朽化が著しく令和9年度までに改築予定の管路240kmのうち、改築済管路延長の割合

※3 耐用年数を大きく経過した施設で、令和9年度までに改築が必要と判定された装置386基のうち、改築済装置数の割合（高効率機器の導入）

2 計画図



22 新交通ネットワークの整備推進について

(国土交通省関係)

要望内容

- 1 新交通西風新都線の整備の財源確保
- 2 新交通ネットワークの設備更新に対する財政支援の拡充

(要 旨)

本市では、鉄道やバス等の公共交通を道路と同様に「社会インフラ」として捉えた上で、ハード・ソフト両面で利便性が高く、持続可能な「広島型公共交通システム」の構築に向けた取組を進めているところです。

このうち、本市の基幹公共交通の一つと位置付けているアストラムラインについては、平成6年、広域拠点であるひろしま西風新都と都心部を結ぶ約18.4kmが開業し、平成27年には新白島駅が完成したことで、JR山陽本線と結節しています。

今後、アストラムラインの終点となっている広域公園前駅からJR西広島駅までの間を新交通西風新都線として延伸整備することにしており、これにより、JR山陽本線と一体となって、軌道系の基幹公共交通による循環型ネットワークが形成され、都心と西風新都間の循環を創出するとともに、広島広域都市圏内の各市町との結び付きを深め、ヒト・モノ・カネ・情報の更なる好循環を生み出すものと考えています。現在、都市計画決定や特許取得に向け、関係機関との協議・調整など手続きを進めており、本年3月から4月にかけて計画案の地元説明会を開催するなど、着実に延伸事業を進めているところです。

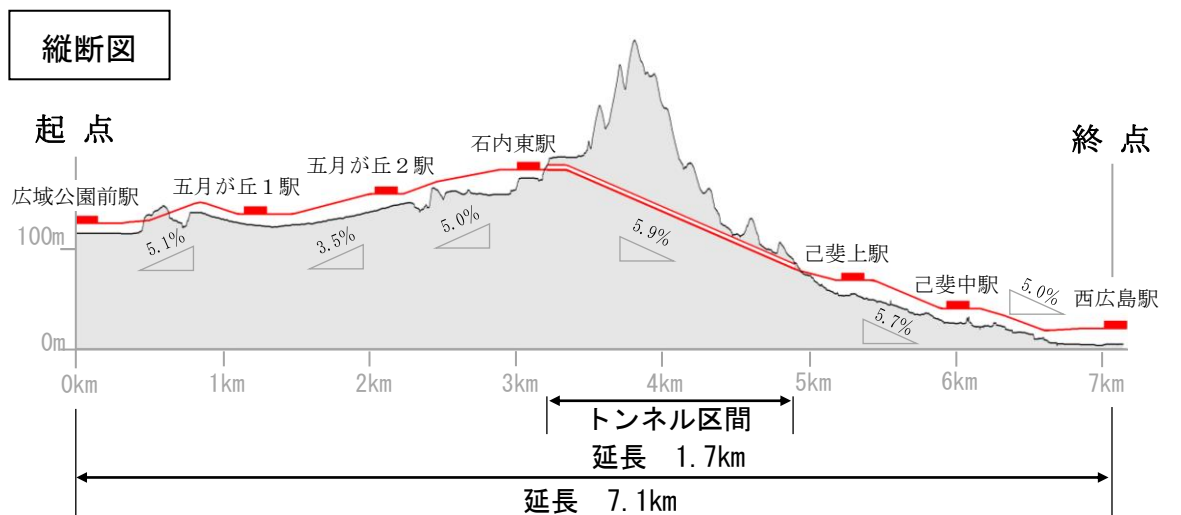
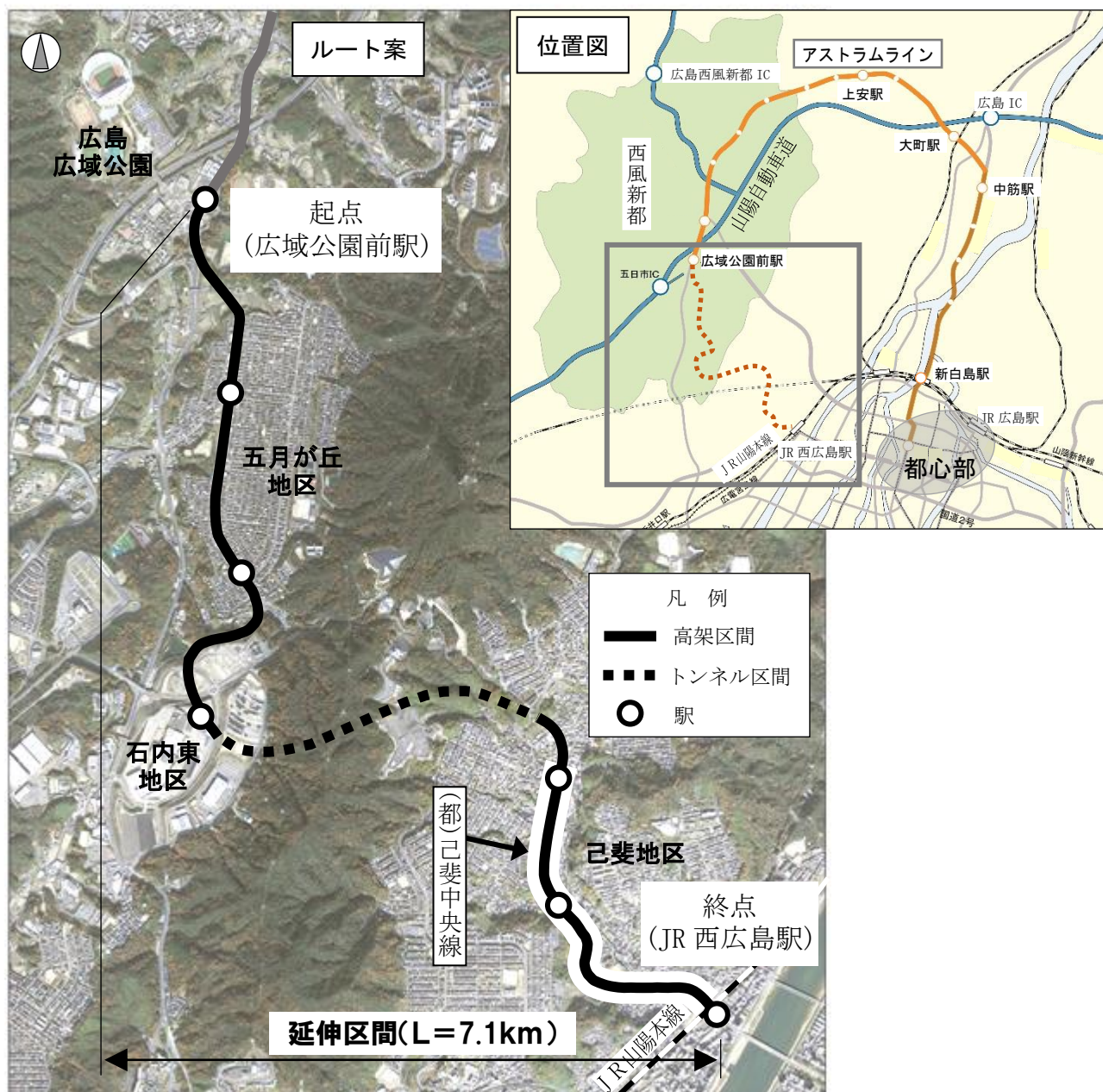
その一方で、アストラムラインは開業から30年が経過し、運行に不可欠な受変電設備を始めとする設備等の老朽化が進んでいることから、設備機器の更新が本格化しています。

今後、新交通ネットワークの充実・強化を図りつつ、安定的な運行を維持するためには、延伸整備に対する支援に加え、交通事業者の設備更新に対する財政支援の拡充が必要です。

つきましては、新交通西風新都線の整備のための財源確保と新交通ネットワークの設備更新に対する財政支援の拡充について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

新交通ネットワークの計画（新交通西風新都線のルート概略図）



※ 各駅間の勾配は駅間の最急勾配を示している。

※ 駅の名前は全て仮称である。

23 広島高速道路（指定都市高速道路）の整備促進について

（国土交通省関係）

要望内容

広島高速道路（指定都市高速道路）の整備促進

- 1 広島高速5号線（東部線）の整備促進
- 2 広島高速2号線（府中仁保道路）の4車線化等の早期事業化
- 3 広島高速4号線（広島西風新都線）の延伸の早期事業化

（要 旨）

中四国地方の中核都市である本市を核とした広島都市圏が更に拠点性を高めていくためには、高速性、定時性に優れた道路網の整備が緊急の課題となっていることから、広島高速道路（5路線、延長29km）の整備を進めています。

高速5号線については、供用中の路線を介して山陽自動車道や東広島・安芸バイパス、広島呉道路、東広島・呉自動車道により形成されるトライアングルネットワークと接続し、広島空港や東広島市・呉市方面と本市の都心とのアクセス強化を図るため事業を推進しています。

高速2号線については、現在整備中の広島南道路明神高架橋の完成に伴う交通需要の増大に備えるため、暫定2車線となっている仁保から東雲間の4車線化や東雲出入口のフルランプ化が急務となっています。

高速4号線については、山陽自動車道と直接接続することにより、県北部方面と都心や商工センターとのアクセス強化を図るため、延伸区間の環境影響評価等の手続きを進めています。

こうした路線の整備により、広島駅ビルの建替えを始めとする活発な民間開発などのまちづくりが進む都心や、都心を補完する広域拠点の一つとして一層の機能強化が必要となっている商工センターの活力が高まり、ひいては中核都市としての機能が飛躍的に向上します。さらには、広域圏における災害時の緊急輸送道路ネットワークの充実・強化が図られます。

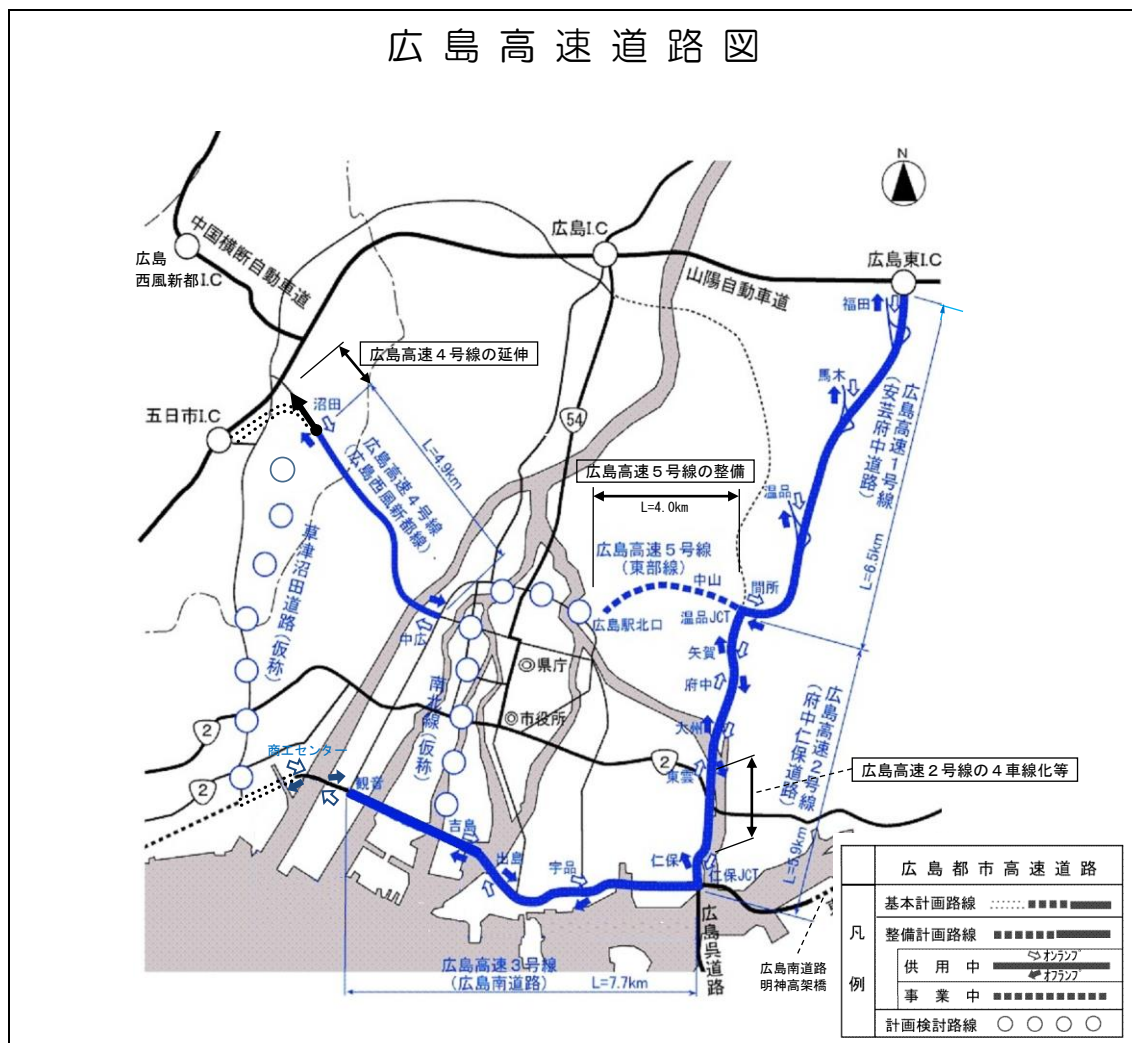
つきましては、広島高速道路の整備促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 広島高速道路の概要

事業主体	広島高速道路公社（設立団体：広島市・広島県）														
事業期間	平成9年度～令和10年度														
施行地域	広島市（一部府中町の区域を含む。）														
整備計画路線	<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th><th>延長</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島高速1号線（安芸府中道路）</td><td>6.5km</td></tr> <tr> <td>広島高速2号線（府中仁保道路）</td><td>5.9km</td></tr> <tr> <td>広島高速3号線（広島南道路）</td><td>7.7km</td></tr> <tr> <td>広島高速4号線（広島西風新都線）</td><td>4.9km</td></tr> <tr> <td>広島高速5号線（東部線）</td><td>4.0km</td></tr> <tr> <td>計</td><td>29.0km</td></tr> </tbody> </table>	路線名	延長	広島高速1号線（安芸府中道路）	6.5km	広島高速2号線（府中仁保道路）	5.9km	広島高速3号線（広島南道路）	7.7km	広島高速4号線（広島西風新都線）	4.9km	広島高速5号線（東部線）	4.0km	計	29.0km
路線名	延長														
広島高速1号線（安芸府中道路）	6.5km														
広島高速2号線（府中仁保道路）	5.9km														
広島高速3号線（広島南道路）	7.7km														
広島高速4号線（広島西風新都線）	4.9km														
広島高速5号線（東部線）	4.0km														
計	29.0km														

2 路線図



24 直轄国道の整備促進について

(国土交通省関係)

要望内容

直轄国道の整備促進

- 1 一般国道2号
 - ① 西広島バイパス都心部延伸
 - ② 広島南道路
 - ③ 安芸バイパス・東広島バイパス
- 2 一般国道54号
可部バイパス

(要 旨)

本市では、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超の維持を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現を掲げ、圏域内のヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする「ローカル経済圏」の構築に取り組んでいます。そのためには、基盤となる広域幹線道路ネットワークの充実・強化が重要であり、とりわけミッシングリンクの解消は不可欠です。

こうした中、令和5年3月に全線開通した一般国道2号・安芸バイパス・東広島バイパスは、並行路線の渋滞緩和や災害時のリダンダンシーの確保などの様々な整備効果を発現させ、圏域経済の更なる発展に大きく寄与しています。

引き続き、東西方向の幹線道路である一般国道2号においては、西広島バイパス都心部延伸や広島南道路の明神高架橋の早期完成、また、広島南道路の木材港西～廿日市間の着実な事業推進、商工センター四丁目～木材港西間の早期事業化、出島～吉島間の整備時期等についての協議、さらには安芸バイパス・東広島バイパスの4車線化に向けた着実な事業推進が重要であると考えています。

また、南北方向の幹線道路である一般国道54号においては、上根バイパスへの接続などによる可部バイパスの早期完成が重要であると考えています。

つきましては、直轄国道の整備促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

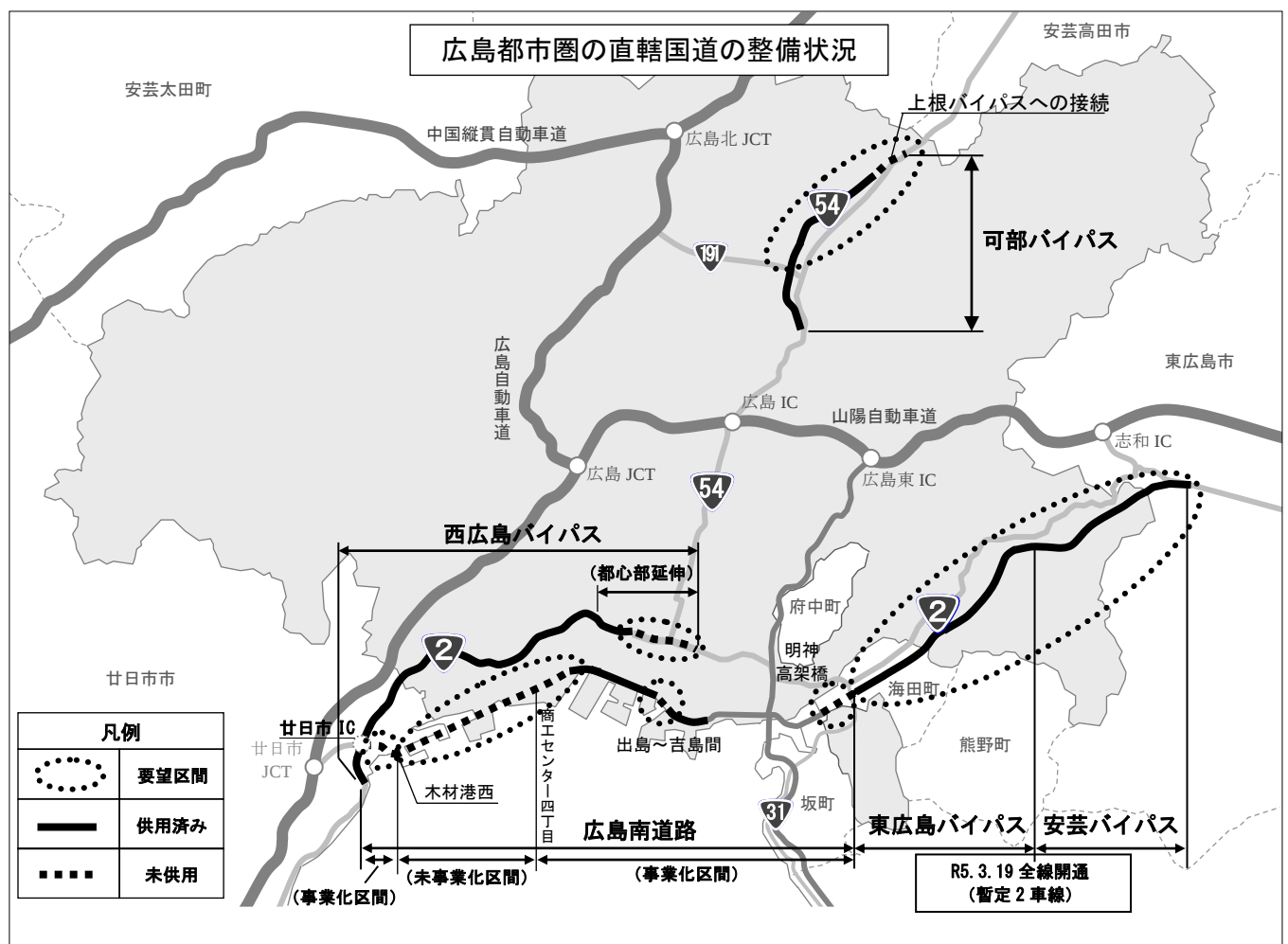
(参 考)

1 一般国道2号

	西広島バイパス	広島南道路	安芸バイパス	東広島バイパス
事業期間	昭和40年度～	平成元年度～	平成7年度～	昭和50年度～
区間	中区平野町 ～廿日市市	安芸郡海田町 ～廿日市市	東広島市八本松町 ～安芸区上瀬野町	安芸区上瀬野町 ～安芸郡海田町
総延長	19.4 km	23.3 km	7.7 km	9.6 km
車線数	2～4車線	高架部4～6車線 平面部4車線	4車線	4車線

2 一般国道54号

	可部バイパス
事業期間	昭和56年度～
区間	安佐北区可部南一丁目～同区大林町
総延長	9.7 km
車線数	4車線



25 道路事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容 道路事業の財源確保

(要 旨)

本市では、安全・安心なまちづくりを推進するため、国道・県道を中心とした幹線道路から地域に密着した生活道路まで幅広く道路整備を進めており、今後とも、近隣市町との交流・連携の促進や円滑な交通の確保、災害に強いまちづくり等につながる道路整備を推進していく必要があります。

このため、都市の内外を結ぶ交通ネットワークの強化や、近年頻発している豪雨災害などへの備えとして、幹線道路の法面对策や無電柱化など、防災・減災に資する道路環境の整備、また、市民の日常生活の安全・安心の確保を図るため、通学路等の交通安全対策などについても整備を進めています。

つきましては、これら道路事業の着実な推進のための財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

道路事業の概要

区 分		事 業 期 間	事業区間 延 長	道路幅員 (歩道幅員)	総 事 業 費	令 和 6 年 度 末 の 進 捗 率 (見 込 み)	令 和 7 年 度 以 降 残 事 業 費
災害に強く安全・安心に暮らせる道路環境の整備							
道路 改築	国道１８３号 (西原)	令和３年度～ 令和８年度	150m	22.5m	8億9,000万円	52.4%	4億2,400万円
	国道２６１号 (鈴張)	令和５年度～ 令和１０年度頃	650m	12.5m	9億6,600万円	5.9%	9億 900万円
交 通 安 全	国道４３３号 (伏谷)	平成１０年度～ 令和７年度	1,500m	11.5m (3.0m)	16億5,500万円	94.5%	9,100万円
	国道４３３号 (小伏原～大畑)	令和４年度～ 令和９年度	220m	12.0m (2.0m)	9,200万円	50.9%	4,500万円
	国道１９１号 (最高寺)	平成２９年度～ 令和７年度	190m	12.8m (2.5m)	1億2,800万円	92.1%	1,000万円
	国道２号 (佐伯区役所北)	平成９年度～ 令和１０年度頃	905m	16.0m (3.5m)	20億5,000万円	72.0%	5億7,400万円
	国道４８８号 (和田)	令和６年度～ 令和１０年度頃	520m	8.5m (2.0m)	1億7,200万円	2.4%	1億6,800万円
	主要地方道広島中島線 (鶴江)	平成３０年度～ 令和１０年度頃	800m	10.5m (3.5m)	30億円	31.6%	20億5,200万円
	主要地方道広島中島線 (温品)	平成１８年度～ 令和１０年度頃	690m	12.0m (2.5m)	24億 800万円	90.3%	2億3,400万円
	主要地方道広島中島線 (馬木)	平成１５年度～ 令和１０年度頃	3,120m	12.0m (2.5m)	15億1,900万円	95.6%	6,700万円
	主要地方道五日市筒賀線 (打尾谷)	平成２０年度～ 令和７年度	1,640m	—	16億7,500万円	77.1%	3億8,400万円
道路 防災	主要地方道五日市筒賀線 (魚切)	令和３年度～ 令和１０年度頃	2,700m	—	8億円	32.8%	5億3,800万円
	主要地方道広島三次線 (秋山)	令和６年度～ 令和９年度	180m	—	2億6,200万円	4.3%	2億5,100万円
	国道２６１号 (飯室)	令和５年度～ 令和７年度	100m	—	3億2,000万円	4.6%	3億 500万円
	一般県道原田五日市線 ほか	令和４年度～ 令和９年度	6,000m	—	6億3,400万円	15.6%	5億3,500万円
舗装	主要地方道五日市筒賀線 ほか	令和４年度～ 令和９年度	9,300m	—	12億 200万円	8.4%	11億 100万円
無電柱化の推進による防災や安全・円滑な交通の確保							
電 線 共 同 溝	主要地方道東海田広島線	令和３年度～ 令和１０年度頃	630m	(5.0m)	8億8,100万円	11.3%	7億8,100万円
	中２区吉島観音線ほか １路線	平成２０年度～ 令和９年度	900m	(3.5m)	10億7,200万円	76.5%	2億5,200万円
	中１区霞庚午線	平成２４年度～ 令和１０年度頃	920m	(3.5m)	7億 700万円	80.0%	1億4,100万円
	中２区中島吉島線 (吉島通り)	平成２０年度～ 令和９年度	1,240m	(4.0m)	15億9,600万円	69.0%	4億9,500万円
	中３区中広宇品線 (城南通り２工区)	平成２４年度～ 令和７年度	300m	(5.0m)	5億4,600万円	95.5%	2,500万円
	南４区中広宇品線 (翠町)	平成２０年度～ 令和１０年度頃	2,600m	(6.2m)	11億円	77.6%	2億4,600万円
通学路等における交通安全対策の推進							
交 通 安 全	安佐南１区１９４号線 (毘沙門踏切)	令和３年度～ 令和７年度	100m	9.5m	2億1,200万円	58.9%	8,700万円
	安佐南３区３９１号線 (芦田屋踏切)	令和３年度～ 令和７年度	100m	6.0m	2億5,800万円	20.5%	2億 500万円
	自転車ネットワーク整備 (中１区６２号線ほか)	平成２６年度～ 令和１０年度頃	67km	—	16億6,200万円	33.6%	11億 370万円
安全・安心なまちづくりを推進する道路等の整備							
道路 改築	一般県道伴広島線	平成１１年度～ 令和８年度	1,430m	10.0m	23億8,900万円	88.3%	2億8,000万円

26 街路事業の推進について

(国土交通省関係)

要望内容

街路事業の財源確保

(要 旨)

急速な高齢化の進展や人口減少にも直面する中、持続的に都市の活力を維持・向上していくためには、都市機能を集積させる「集約型都市構造」への転換が求められており、コンパクトなまちづくりを推進する必要があります。

このため、本市では、都心や拠点地区間の連携を強化し、円滑な都市活動と安全・快適な生活を支える街路の整備を進めており、交通の円滑化や市街地の一体化、踏切除却により安全確保を図る連続立体交差事業や、道路空間を車中心から人中心へ転換する事業に重点的に取り組んでいます。

さらに、近年頻発している豪雨災害などへの対応のため、防災・減災に資する緊急輸送道路の整備や無電柱化、また、市民の安全・安心な日常生活を確保するため、通学路等の交通安全対策などについて、「選択と集中」を図り、整備効果の高い路線から整備を進めています。

つきましては、これら街路事業の着実な推進のための財源確保について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

街路事業の概要

区 分	事 業 期 間	事業区間 延 長	道路幅員	総 事 業 費	令和 6 年度 末の進捗率 (見込み)	令和 7 年度 以降の降 残 事 業 費
連続立体交差事業による安全・安心な地域づくりの推進						
J R 山 陽 本 線 (東部地区連続 立体交差事業)	平成5年度～ 令和20年度頃	(全体) 5,100m (市域) 1,927m	—	(全体) 915 億円 (市域) 370 億円	22.2%	287 億 9,100 万円
※ 事業費には関連街路分を含んでいる。						
広島都心地区（Ⅱ期）都市再生整備計画						
南 1 区 19 号線	平成22年度～ 令和11年度	390m	13m	16 億円	66.3%	5 億 2,636 万円
都市基盤となる骨格道路等の整備						
中 筋 温 品 線	平成12年度～ 令和10年度頃	2,070m	14～47m	236 億円	59.3%	95 億 9,365 万円
吉島観音線ほか1路線	平成7年度～ 令和8年度	1,190m	20～30m	86 億円	91.9%	6 億 9,507 万円
段原蟹屋線ほか1路線	平成7年度～ 令和8年度	633m	25～32m	73 億円	94.7%	3 億 8,656 万円
無電柱化の推進による防災や安全・円滑な交通の確保						
霞 庚 午 線	平成10年度～ 令和10年度頃	1,360m	30m	172 億円	99.9%	1,720 万円
東雲大州線ほか1路線	平成20年度～ 令和10年度頃	590m	25～27m	79 億円	95.1%	3 億 8,740 万円
通学路等における交通安全対策の推進						
長 東 八 木 線 (4 工区)	平成29年度～ 令和10年度頃	480m	22～25m	31 億円	40.3%	18 億 5,113 万円
矢 野 中 央 線	平成27年度～ 令和8年度	366m	17m	21 億円	84.1%	3 億 3,220 万円
畑口寺田線ほか1路線	平成27年度～ 令和10年度頃	880m	16～18m	33 億円	60.0%	13 億 1,966 万円
安全・安心なまちづくりを推進する道路等の整備						
駅 前 線	平成8年度～ 令和7年度	977m	14m	42 億円	80.3%	8 億 2,823 万円
花 都 川 線	平成9年度～ 令和10年度頃	320m	16m	16 億円	71.0%	4 億 6,397 万円
山 の 手 線	平成9年度～ 令和10年度頃	1,050m	18m	57 億円	27.2%	41 億 4,753 万円
青 崎 畝 線	平成5年度～ 令和20年度頃	1,466m	16m	51 億円	54.4%	23 億 2,200 万円

27 直轄砂防事業の促進について

(国土交通省関係)

要望内容

広島西部山系及び安芸南部山系直轄砂防事業の促進

(要 旨)

本市域の多くを占める広島西部山系及び安芸南部山系では、急峻な地形と崩壊を起こしやすい風化した花崗岩等が広く分布し、過去から幾度も甚大な土砂災害が発生しています。

このため、国におかれては、平成11年6月の豪雨災害を契機に、平成13年度より「広島西部山系」、平成30年度より「安芸南部山系」を対象として砂防事業を推進していただいています。

こうした中、近年では、豪雨の激甚化・頻発化等の自然災害のリスクが増大しており、住宅地において甚大な土砂・洪水氾濫による被害が発生しているため、今後は、土砂を捕捉する遊砂地の整備等の対策が重要となります。

つきましては、防災・減災、国土強靱化を推進し、地域の安全・安心を確保するとともに、流域治水の加速化・深化を図るため、これまで重点を置いてきた土石流対策や土砂・洪水氾濫対策を事後のみならず事前に、かつ積極的に実施するなど、実施体制の強化も含めた直轄砂防事業の一層の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

事業概要

事業主体		国（国土交通省）	
事業名		広島西部山系直轄砂防事業	安芸南部山系直轄砂防事業
事業期間		平成 13 年度～	平成 30 年度～
事業内容		土砂災害防止施設の整備	
関係市町		広島市（東区、西区一部、安佐南区、安佐北区一部、佐伯区一部）、廿日市市、大竹市	広島市（安芸区一部）、呉市、坂町
事業費	令和 5 年度まで	約 952 億円	約 180 億円
	令和 6 年度	約 38 億円	約 20 億円

※事業費には砂防災害関連緊急事業及び特定緊急砂防事業を含む。

位置図



28 港湾海岸高潮対策事業の促進について

(国土交通省関係)

要望内容

海岸保全施設整備の促進

(要 旨)

本市の臨海部では、人口・産業・資産が集中しているため、高潮に対する安全性の確保が不可欠であることから、広島県により、広島港の高潮対策が進められていました。

こうした中、平成11年9月の台風18号、平成16年8月の台風16号、同年9月の台風18号により、高潮による甚大な被害が生じ、高潮対策が急務となりました。

このため、国におかれても、平成17年度より広島県とともに高潮対策を進めていただいておりますが、特に近年は、気候変動による潮位の上昇や台風の強大化によって、高潮災害のリスクが増大し、防災に対する市民の意識が高まっております。

つきましては、早期に市民等の安全・安心の確保を図る必要があるため、港湾海岸高潮対策事業の一層の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

1 事業主体

国（国土交通省）及び広島県

2 事業内容

海岸保全施設の整備

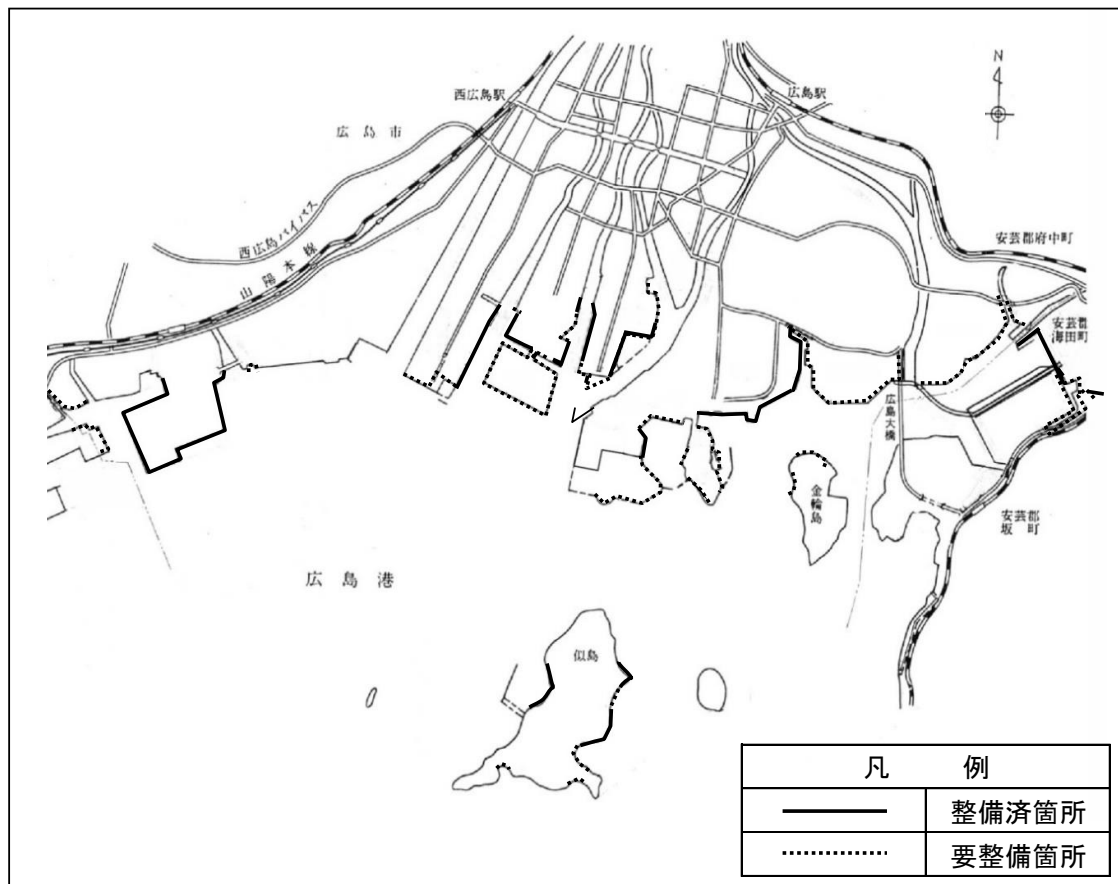
3 整備状況（令和5年度末現在）

整備計画延長 6.9 km （うち広島市域 5.0 km）

整備済延長 2.8 km （うち広島市域 2.2 km）

要整備延長 4.1 km （うち広島市域 2.8 km）

4 位置図



29 直轄河川事業の促進について

(国土交通省関係)

要望内容

- 1 太田川総合開発事業
- 2 高潮堤防整備・既存堤防の耐震対策
- 3 祇園・大芝水門の改築 等

(要 旨)

近年、激甚化・頻発化する豪雨や台風に加え、西日本の広範囲に影響を及ぼすとされる南海トラフ巨大地震のリスクの高まりに対する備えが一層求められています。

これらの災害に対し、本市は地盤の低いデルタ部に中心市街地が形成されているため、高潮や洪水等の発生リスクが高く、市民生活はもとより都市機能の低下による社会経済活動にも大きな影響を及ぼしかねない状況にあります。

こうした中、国におかれましては、今年度から、洪水調節機能の向上を図る太田川総合開発事業に着手されることとなり、下流域に位置する本市としても、事業の効果に大きな期待を寄せています。

また、太田川流域全体のあらゆる関係者が連携の下、様々な治水対策に取り組む「太田川水系流域治水プロジェクト」においては、国の取組として、高潮堤防整備や既存堤防の耐震対策、祇園・大芝水門の改築、河道掘削等が位置付けられているところです。

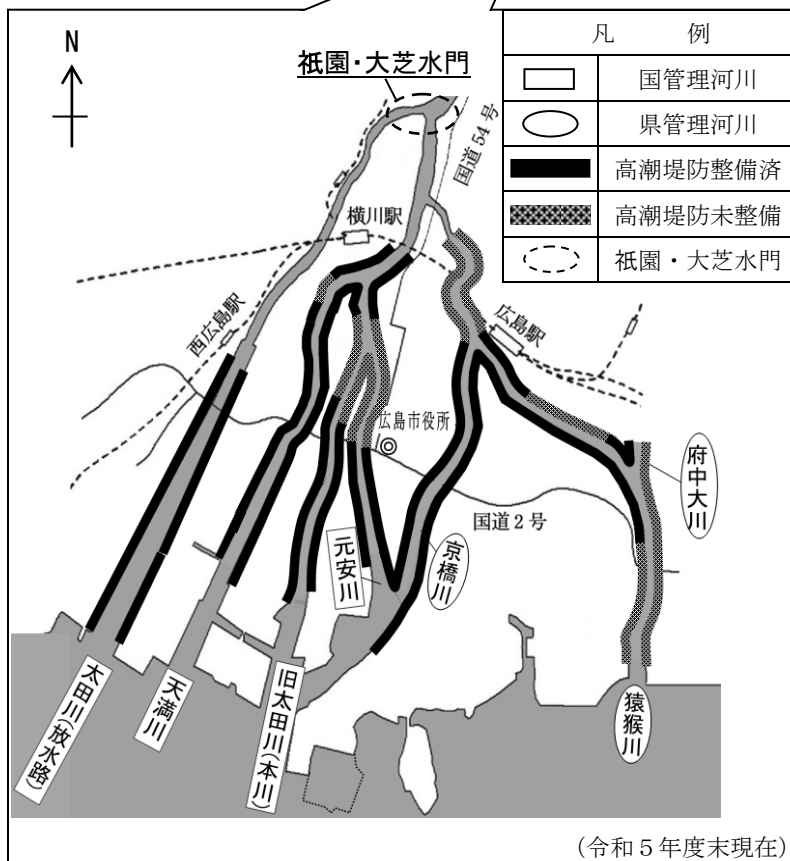
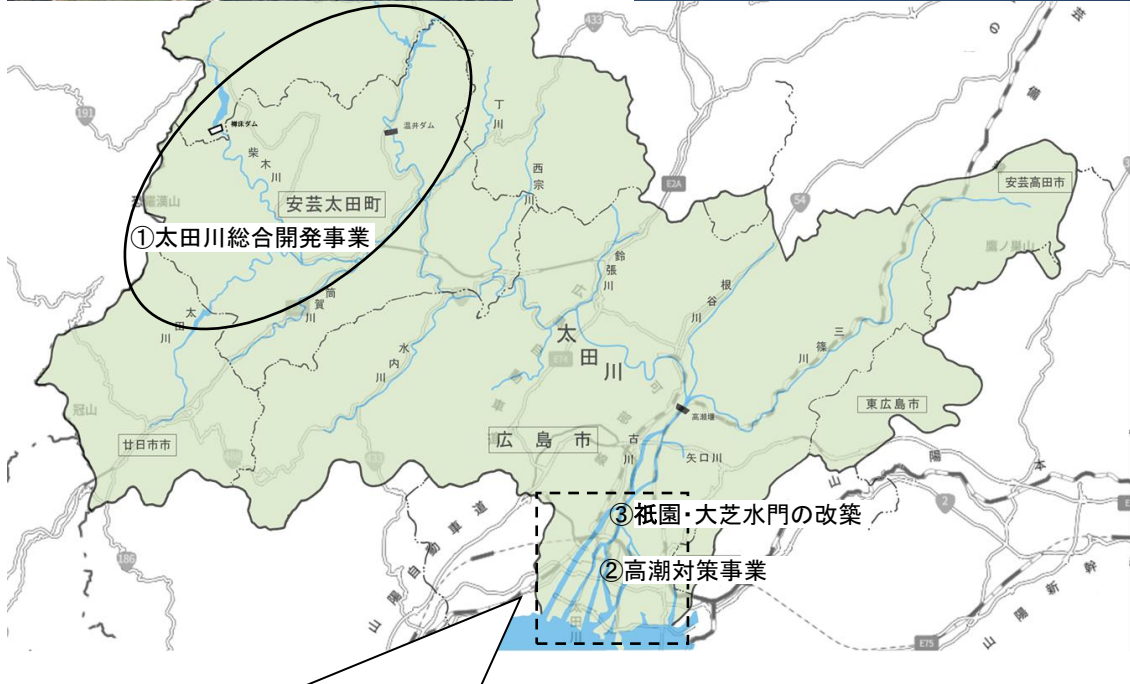
つきましては、太田川水系の治水安全度の向上を図る直轄河川事業の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

太田川上流域



太田川下流域
(都市機能が集積する下流デルタ部)



祇園・大芝水門



高潮堤防



30 教職員配置の充実改善について

(文部科学省関係)

要望内容

教育上の課題解決と働き方改革に向けた教職員定数の加配定数措置の拡充

- 1 生徒指導体制の強化
- 2 小学校専科指導の充実
- 3 少人数学級編制の実施

(要 旨)

1 生徒指導体制の強化

近年、教育現場においては、いじめの対応を始め、不登校や児童虐待、ヤングケアラー等の課題を抱える児童生徒への対応等、解決すべき課題が複雑化・多様化しています。

こうした課題に対応し、児童生徒の豊かな学びを実現するためには、教員の加配措置による生徒指導主事等の専任化が重要となるとともに、スクールソーシャルワーカーなどの専門家が教員と連携し、課題の解決に当たることができる「チームとしての学校体制」を早急に構築する必要があります。

つきましては、これらの教員の専任化に伴う加配定数を更に拡充するとともに、スクールソーシャルワーカーなどの専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象として位置付けていただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

2 小学校専科指導の充実

本市では、これまで小学校において実施してきた英語教育を更に発展させ、会話や実際のコミュニケーション場면을重視した授業を行うことで国際平和文化都市にふさわしい人材の育成を目指すこととしており、こうした取組に英語専科教員の配置は欠かせません。

また、英語専科を含めた小学校専科指導教員による授業をより一層充実させることにより、質の高い教育を提供するとともに、教員の働き方改革推進の一助としたいと考えています。

つきましては、これまでも小学校専科指導教員の加配定数を措置していただいているところですが、更なる加配措置の拡充について、格別の御配慮をお願いいたします。

3 少人数学級編制の実施

本市では、平成20年度から、個に応じたきめ細かな指導により、基礎学力の確実な定着に取り組む学校を支援するため、小学校2年生から中学校1年生において35人を上限とする少人数学級編制を実施しています。

そうした中、令和3年に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、小学校において段階的に定数措置されることとなり、令和7年度は、小学校6年生まで定数措置されますが、中学校における少人数学級編制の拡大についても早期に実施していく必要があると考えています。

つきましては、これまでも、少人数学級編制に係る加配定数を措置していただいているところですが、中学校における学級編制・教職員定数の見直しや更なる加配措置の拡充について、格別の御配慮をお願いいたします。